

家事審判手続に関する中間とりまとめのためのたたき台（2）
の補足説明



第1 総則

第2 家事審判に関する手続（総則）

第3 審判前の保全処分に関する手続（総則）

（以上、部会資料20）

| | |
|------------------------------------|----|
| 第4 家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則） | 1 |
| 1 成年後見に関する審判事件 | 1 |
| (1) 管轄 | 1 |
| (2) 手続行為能力 | 1 |
| (3) 精神状況に関する意見聴取等 | 1 |
| ア 成年後見開始の審判事件 | 1 |
| イ 成年後見開始の取消しの審判事件 | 2 |
| (4) 陳述聴取等 | 2 |
| (5) 審判の告知 | 2 |
| ア 成年被後見人に対する告知〔通知〕 | 2 |
| イ 審判を受ける者等以外の者に対する告知 | 3 |
| (6) 即時抗告 | 4 |
| (7) 成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限 | 4 |
| ア 成年後見開始の審判事件 | 4 |
| イ 成年後見人が欠けた場合の成年後見人選任の審判事件 | 5 |
| (8) 成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査 | 5 |
| (9) 審判前の保全処分 | 6 |
| ア 成年後見開始の審判事件を本案とする保全処分 | 6 |
| イ 成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分 | 7 |
| 2 保佐に関する審判事件 | 8 |
| (1) 管轄 | 8 |
| (2) 手続行為能力 | 9 |
| (3) 精神の状況に関する意見聴取等 | 9 |
| (4) 陳述聴取等 | 9 |
| (5) 審判の告知 | 9 |
| (6) 即時抗告 | 10 |
| (7) 保佐に関する審判事件における申立ての取下げ制限 | 11 |
| (8) 保佐人等に対する指示及び保佐の調査 | 11 |
| (9) 審判前の保全処分 | 11 |
| 3 補助に関する審判事件 | 12 |

| | |
|---|----|
| (1) 管轄 | 12 |
| (2) 手続行為能力 | 13 |
| (3) 精神の状況に関する意見聴取 | 13 |
| (4) 陳述聴取等 | 13 |
| (5) 審判の告知 | 13 |
| (6) 即時抗告 | 14 |
| (7) 補助に関する審判事件における申立ての取下げ制限 | 14 |
| (8) 補助人等に対する指示及び補助の調査 | 14 |
| (9) 審判前の保全処分 | 14 |
| 4 失踪宣告に関する審判事件 | 15 |
| (1) 管轄 | 15 |
| (2) 手続行為能力 | 15 |
| (3) 審判の告知 | 16 |
| ア 失踪の宣告をする審判 | 16 |
| イ 失踪宣告を取り消す審判 | 16 |
| (4) 即時抗告 | 16 |
| (5) 公示催告手続 | 17 |
| 5 財産の管理に関する審判事件 | 17 |
| (1) 管轄 | 17 |
| (2) 手続行為能力 | 19 |
| (3) 相続人全員の限定承認と管理人の選任 | 19 |
| (4) 審判の告知〔通知〕 | 20 |
| (5) 財産管理者等の権限等 | 20 |
| (6) 処分の取消し | 21 |
| 6 婚姻に関する審判事件 | 22 |
| (1) 管轄 | 22 |
| (2) 手続行為能力 | 23 |
| ア 夫及び妻等の手続行為能力 | 23 |
| イ 子の手続行為能力 | 24 |
| (3) 参加 | 24 |
| (4) 陳述聴取 | 24 |
| ア 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件に おける陳述聴取（新設） | 24 |
| イ 監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件における陳述聴取 | 24 |

| | | |
|-----|---|----|
| (5) | 共有財産の分割の処分 | 25 |
| (6) | 給付命令等 | 26 |
| | ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件 | 26 |
| | イ 夫婦財産契約による管理者の変更又は共有財産の分割の処分の審判事件等 | 26 |
| | ウ 監護者の指定その他監督に関する処分の審判事件 | 27 |
| | エ 系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件 | 27 |
| (7) | 即時抗告 | 27 |
| | ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件等 | 27 |
| | イ 監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件 | 28 |
| | ウ 財産分与に関する審判事件 | 28 |
| | エ 系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件 | 29 |
| (8) | その他 | 29 |
| (9) | 審判前の保全処分 | 30 |
| | ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件等を本案とする保全処分 | 30 |
| | イ 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件を本案とする保全処分 | 30 |
| | ウ 子の監護者の指定その他監護に関する審判事件を本案とする保全処分 | 32 |
| 7 | 親子関係の審判事件 | 33 |
| (1) | 子の氏の変更についての審判事件 | 33 |
| | ア 管轄 | 33 |
| | イ 手続行為能力 | 34 |
| | ウ 即時抗告 | 34 |
| (2) | 養子をするについての許可の審判事件 | 34 |
| | ア 管轄 | 34 |
| | イ 手続行為能力 | 34 |
| | ウ 参加 | 35 |
| | エ 陳述聴取 | 35 |
| | オ 審判の告知 | 35 |
| | カ 即時抗告 | 35 |
| (3) | 死後離縁をするについての許可の審判事件 | 36 |
| | ア 管轄 | 36 |
| | イ 手続行為能力 | 36 |

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| ウ | 養子の代襲者への通知等 | 36 |
| エ | 即時抗告 | 37 |
| (4) | 特別養子縁組に関する審判事件 | 37 |
| ア | 管轄 | 37 |
| イ | 手続行為能力 | 37 |
| ウ | 陳述聴取 | 37 |
| エ | 審判の告知 | 38 |
| オ | 即時抗告 | 39 |
| カ | 特別養子縁組成立の審判事件を本案とする保全処分 | 40 |
| キ | 特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分 | 40 |
| 8 | 親権に関する審判事件 | 41 |
| (1) | 管轄 | 41 |
| (2) | 手続行為能力 | 41 |
| ア | 子の手続行為能力 | 41 |
| イ | 夫及び妻の手続行為能力 | 42 |
| ウ | 養親の手続行為能力 | 42 |
| (3) | 参加 | 42 |
| (4) | 陳述聴取 | 42 |
| (5) | 審判の告知 | 43 |
| (6) | 引渡命令等 | 43 |
| (7) | 即時抗告 | 44 |
| ア | 親権者となるべき者の指定 | 44 |
| イ | 親権者の指定又は変更 | 44 |
| ウ | 親権又は管理権の喪失宣告 | 44 |
| エ | 親権又は管理権の喪失宣告の取消し | 45 |
| オ | 親権又は管理権を回復するについての許可 | 45 |
| (8) | 親権又は管理権喪失宣告の特則 | 46 |
| (9) | 子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等 | 46 |
| (10) | 審判前の保全処分 | 46 |
| ア | 親権又は管理権の喪失宣告の審判事件を本案とする保全処分 | 46 |
| イ | 親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分 | 47 |
| 9 | 未成年後見に関する審判事件 | 48 |
| (1) | 管轄 | 48 |
| (2) | 手続行為能力 | 49 |
| ア | 未成年被後見人の手続行為能力 | 49 |

| | | |
|------|---|----|
| イ | 養親の手續行為能力 | 49 |
| (3) | 参加 | 49 |
| (4) | 陳述聴取等 | 50 |
| (5) | 審判の告知 | 50 |
| (6) | 即時抗告 | 50 |
| ア | 養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件 | 50 |
| イ | 未成年後見人の解任の審判事件 | 51 |
| ウ | 未成年後見監督人の解任の審判事件 | 51 |
| (7) | 未成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限 | 51 |
| (8) | 未成年後見人等に対する指示及び未成年後見の調査 | 51 |
| (9) | 未成年被後見人又は子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等 | 52 |
| (10) | 未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分 | 52 |
| 10 | 特別代理人選任に関する審判事件 | 52 |
| (1) | 管轄 | 52 |
| (2) | 手續行為能力 | 52 |
| (3) | 即時抗告 | 53 |
| 11 | 扶養に関する審判事件 | 53 |
| (1) | 管轄 | 53 |
| (2) | 陳述聴取（新設） | 54 |
| ア | 扶養義務の設定の審判事件 | 54 |
| イ | 扶養義務を設定する審判取消しの審判事件 | 54 |
| (3) | 給付命令等 | 54 |
| (4) | 即時抗告 | 55 |
| (5) | 審判前の保全処分 | 55 |
| 12 | 相続に関する審判事件 | 56 |
| (1) | 管轄 | 56 |
| (2) | 手續行為能力 | 56 |
| (3) | 申述 | 56 |
| (4) | 相続財産の分離の陳述聴取 | 57 |
| (5) | 相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述受理及び受理の告知 | 57 |
| (6) | 引渡命令 | 57 |

| | | |
|------|----------------------------|----|
| (7) | 即時抗告 | 58 |
| ア | 権利の承継者の指定の審判事件 | 58 |
| イ | 相続の承認又は放棄の期間の伸長の審判事件 | 58 |
| ウ | 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理の審判事件 | 59 |
| エ | 相続の限定承認又は放棄の申述の受理の審判事件 | 59 |
| オ | 相続財産の分離の審判事件 | 59 |
| カ | 遺留分の放棄についての許可の審判事件（新設） | 59 |
| 13 | 推定相続人の廃除に関する事件 | 60 |
| (1) | 管轄 | 60 |
| (2) | 手続行為能力（新設） | 60 |
| (3) | 陳述聴取（新設） | 60 |
| (4) | 即時抗告 | 61 |
| 14 | 遺産の分割に関する審判事件 | 61 |
| (1) | 管轄 | 61 |
| (2) | 併合 | 62 |
| (3) | 寄与分を定める審判の申立期間の指定等 | 62 |
| (4) | 遺産の分割の申立ての公告・参加 | 62 |
| (5) | 遺産の換価処分 | 63 |
| ア | 換価処分 | 63 |
| イ | 審判の告知〔通知〕 | 64 |
| ウ | 即時抗告 | 65 |
| エ | 換価人の報告等 | 65 |
| (6) | 遺産の分割方法 | 65 |
| (7) | 給付命令 | 66 |
| (8) | 遺産分割禁止の審判の取消し・変更 | 66 |
| (9) | 遺産の分割に関する審判事件の特則 | 66 |
| (10) | 即時抗告 | 66 |
| ア | 遺産分割の審判事件 | 66 |
| イ | 寄与分を定める処分の審判事件 | 67 |
| (11) | 審判前の保全処分 | 67 |
| ア | 保全処分の内容 | 67 |
| イ | 財産の管理者の権限等 | 68 |
| 15 | 特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判事件 | 69 |
| (1) | 管轄 | 69 |
| (2) | 申立て | 69 |

| | |
|--|----|
| (3) 管理人への通知 | 69 |
| (4) 審判等の特則 | 70 |
| (5) 管理人の意見の聴取 | 70 |
| (6) 相続財産の換価処分 | 70 |
| ア 換価処分 | 70 |
| イ 即時抗告 | 71 |
| ウ 換価人の報告等 | 72 |
| (7) 即時抗告 | 72 |
| (8) 審判確定の通知 | 73 |
| 16 遺言の確認及び遺言書の検認に関する審判事件 | 73 |
| (1) 管轄 | 73 |
| (2) 遺言の確認及び遺言書の検認に関する審判事件における申立ての取 下げ制限（新設） | 73 |
| (3) 検認調書の作成 | 74 |
| (4) 検認期日の通知（新設） | 74 |
| (5) 遺言の確認の審判と即時抗告 | 75 |
| 17 遺言執行者に関する審判事件 | 75 |
| (1) 管轄 | 75 |
| (2) 意見の聴取 | 75 |
| (3) 陳述聴取 | 75 |
| (4) 審判の告知〔通知〕（新設） | 76 |
| (5) 即時抗告 | 76 |
| ア 遺言執行者の選任の審判事件 | 76 |
| イ 遺言執行者の解任の審判事件 | 76 |
| ウ 遺言執行者の辞任の許可の審判事件 | 77 |
| (6) 審判前の保全処分 | 77 |
| ア 解任の申立てと本人の職務執行停止，代行者の選任等 | 77 |
| イ 職務代行者の報酬 | 77 |
| 18 負担付遺贈に係る遺言の取消しに関する審判事件 | 78 |
| (1) 管轄 | 78 |
| (2) 受遺者〔及び受益者〕の陳述聴取（新設） | 78 |
| (3) 受益者への審判の告知〔通知〕 | 78 |
| (4) 即時抗告 | 78 |

（以上，部会資料21）

第5 家事調停に関する手続

第6 履行確保

第7 雜則

第4 各論

1 成年後見に関する審判事件

(1) 管轄

成年後見に関する審判事件の管轄について、本文①は、成年後見開始の審判事件について現行家事審判規則第22条の規律を維持している。本文②は、その余の成年後見に関する審判事件については、成年被後見人の住所地にかかわらず、成年後見を開始した家庭裁判所が一元的に管轄するのが便宜であると考えられることから、原則として後見開始の審判をした家庭裁判所の管轄とするものとするを提案している。第13回、第14回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第22条 法第九条第一項甲類第一号に規定する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(2) 手続行為能力

民法上、成年後見に関する審判事件のうち一定の事件については、意思能力を有する限り、成年被後見人(成年被後見人となるべき者を含む。)がその申立てを行うことができるものとされていることから、ここでは、そのような事件については、成年被後見人が意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとするを提案している。第9回部会において、特段の異論はなかった。

(3) 精神状況に関する意見聴取等

ア 成年後見開始の審判事件

甲案は、補助開始の審判事件に関する現行家事審判規則第30条の9の規律と同様に、後見開始の審判をするには、医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとし、必要があると認められる場合に鑑定をすればよいものとするものである。乙案は、現行家事審判規則第24条の規律を維持するものとするものである。

第13回部会において、甲案及び乙案を支持する意見がそれぞれ出された。

なお、甲案を採用するとしても、意見聴取の対象は医師に限定すべきであるとの意見も出されたので、(注)において、なお検討するこ

ととしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第24条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするには、本人の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 第30条の9 家庭裁判所は、補助開始の審判をするには、本人の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならない。

イ 成年後見開始の取消しの審判事件

後見開始の審判を取り消す際の精神状況に関する意見聴取について提案するものであり、第13回部会において、概ね賛同を得た。ただし、意見聴取の対象は医師に限定すべきであるとの意見も出されたことから、意見聴取の対象を限定することについては、(注)において、なお検討することとしている。

(4) 陳述聴取等

成年後見に関する審判事件について陳述聴取の対象者等を提案している。第13回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第25条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするには、本人の陳述を聴かなければならない。
- 第83条 家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべき者の意見を聴かなければならない。
- 2 家庭裁判所は、成年後見人を選任するには、成年被後見人の陳述を聴かなければならない。

(5) 審判の告知

ア 成年被後見人に対する告知〔通知〕

成年後見開始の審判は、最も重大な利害関係を有する成年被後見人となるべき者に知らせるのが相当であることを前提に、甲案は、成年被後見人となるべき者がその内容を理解できる状況で行う必要があるとの考えにより、心身の障害により審判の告知を受けることができない場合には知らせることを要しないとすもの、乙案は、成年後見開始の審判の成年被後見人となるべき者への影響を考え、成年被後見人となるべき者が自らこの審判を争わせることを実質的に保障するため、例外なく、知らせることを要するとするものである。第13回部会では、それぞれの案の趣旨を支持する意見が出された。

なお、現行家事審判規則第26条第2項は、「告知」を受けるには受告知能力が必要であることを前提に受告知能力の有無に関係なく知らせることを表現するために、成年被後見人に知らせることを「通知」と表現しているが、成年被後見人となるべき者に知らせることについては受告知能力を前提とすることはできず、それ故、これを即時抗告期間の起算点とすることができないこと等については概ね一致したものの、そのような知らせを「通知」と表現することの合理性については異論もあったことから、ここでは「告知」するものと表現することを考えている。

そのほか、第14回部会において、成年後見人等の選任の審判については、裁判所が直接成年被後見人に対して告知をすべきとであるの意見が出されたのに対し、成年後見人等の選任の審判の告知は成年被後見人の即時抗告権を担保するものではないから裁判所が直接これを行う必要はなく、裁判所が最も適任であるとして選任した成年後見人等を通じて成年被後見人に知らせれば十分であるとして、成年被後見人に対して告知すべきであるとの規律を置くことに反対する意見が出されたことから、(注)において、なお検討することとしている。

また、部会資料11では、成年後見人等の解任の審判を成年被後見人に対して告知するものとするを提案していたが、成年後見人等の選任の審判と同様、成年被後見人は成年後見人等の解任の審判に対する即時抗告権を有しないものとしていることを考えると、成年後見人等の選任の審判と併せて検討することが相当であると考えられるので、成年後見人等の解任の審判も併せて更に検討することとしている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第26条 (略)

2 後見開始の審判がされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、本人に対し、その旨を通知しなければならない。

イ 審判を受ける者以外の者に対する告知

総則により告知すべき者と定められたもののほか、審判を告知すべき者を提案するもので、第13回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第26条 第26条 後見開始の審判は、民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人に告知しなければならない。

2 (略)

第28条 後見開始の審判を取り消す審判は、成年後見人及び成年後見監督人に告知しなければならない。

2 (略)

(6) 即時抗告

成年後見に関する審判事件における即時抗告について提案をしている。第13回部会において、特段の異論はなかった。なお、成年後見開始の審判について、現行家事審判規則第27条は、成年被後見人となるべき者は意思能力を有しない場合があるから成年被後見人に対して審判を知らせた時点をもって成年被後見人となるべき者の即時抗告期間の起算点とすることはできないこと、成年被後見人となるべき者の即時抗告権を実質的に保障するためには成年後見人となるべき者に選任される者から即時抗告権の行使について援助・助言を受けることができるようにすることが相当であると考えられることから、成年被後見人となるべき者の即時抗告期間の起算点を成年後見人に選任される者に対する告知があった日としているが、ここではこの点を維持し、明確化することとしている（第13回部会において、この点について特段の異論はなかった。）。

(参照条文)

○ 家事審判規則第27条 民法第七条に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第十条第二項に掲げる者は、後見開始の審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、前条第一項の規定による成年後見人に選任される者に対する告知があつた日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行する。

2 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第28条 (略)

2 民法第十条に掲げる者は、後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第87条 後見人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、後見人が審判の告知を受けた日から進行する。

2 申立人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第92条 (略)

2 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

(7) 成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 成年後見開始の審判事件

甲案は、後見開始の審判事件において、後見開始の審判の要件が充

足されているにもかかわらず、申立人が自らが成年後見人に選任される見込みがないことに不満を覚え、その申立てを取り下げる場合など公益的見地からは取下げを認めるのが相当ではない場合が生じうるとして、申立人は裁判所の許可を得ない限りその申立てを取り下げることができないものとするものである。乙案は、後見開始の審判事件は、職権で開始することができないし、仮に、後見開始の審判の要件が充足されているにもかかわらず、申立人がその申立てを取り下げたような場合には、市区町村長など他の申立人に後見開始の審判事件の申立てを促すなどの対応をとることで対処すべきであるとして、特段の特則を置かないものとするものである。

第10回部会において、甲案と乙案を支持する意見がそれぞれ出された。

イ 成年後見人が欠けた場合の成年後見人選任の審判事件

甲案は、成年後見人が欠けた場合には辞任した成年後見人等が成年後見人選任の審判事件の申立てを行う義務を負っていること等を踏まえ、成年後見人が欠けたことを理由に成年後見人選任の申立てをした者(亀甲括弧は、申立てが義務とされている者に限定した場合である。)は、裁判所の許可を得ない限り、その申立てを取り下げることができないものとするものである。乙案は、必要があれば裁判所は職権で成年後見人を選任することができる(民法第843条第2項)ことを理由に、取下げ制限について特段の規律を置かないものとするものである。

(8) 成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査

現行家事審判規則第84条(第92条第1項において準用する場合を含む。)及び第88条の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第84条 家庭裁判所は、何時でも、後見人に対し被後見人の療養看護、その財産の管理その他の後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができる。
- 第88条 家庭裁判所は、適当な者に、後見の事務の調査若しくは被後見人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。
- 2 家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管理をした者に対し、被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。
- 3 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項に規定する調査をさせることができる。

第92条 第八十三条第一項、第八十四条、第八十五条及び第八十六条の二の規定は未成年後見監督人に関する審判について、第八十三条、第八十四条及び第八十六条の二の規定は成年後見監督人に関する審判について準用する。

2. (略)

(9) 審判前の保全処分

ア 成年後見開始の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

現行家事審判規則第23条第1項、第2項及び第6項の規律を準用するものとするを提案している。第15回部会では、特段の異論はなかった（仮に、本案事件の係属を保全処分の要件とした場合には、保全処分の申立てを本案事件の申立てをした者に限定することも考えられる。）。

(参照条文)

○ 家事審判規則第23条 後見開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

2 後見開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（民法第九条ただし書に規定する行為を除く。第六項において同じ。）につき、財産の管理者の後見を受けるべきことを命ずることができる。

3, 4, 5 (略)

6 後見命令の審判があつたときは、本人及び財産の管理者は、本人がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

7. (省略)

(イ) 陳述聴取

成年被後見人となるべき者の陳述聴取について提案するものである。第15回部会では、特段の異論はなかった。

(ウ) 審判の告知及び効力発生時期の特則

現行家事審判規則第23条第3項及び第5項の規律を維持することを提案するものである。第15回部会では、特段の異論はなかった。

なお、成年被後見人となる者に対する告知については、成年後見開始の審判の規律（(5)ア参照）と同様とするものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第23条 (略)
- 2 (略)
- 3 前項の規定による審判(以下この条において「後見命令の審判」という。)は、財産の管理者に告知しなければならない。
- 4 後見命令の審判がされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、本人に対し、その旨を通知しなければならない。
- 5 後見命令の審判に対する即時抗告の期間は、第三項の規定による告知があった日(複数ある場合には、そのうち最も遅い日)から進行する。
- 6, 7 (略)

(エ) 財産の管理者

現行家事審判法第16条並びに現行家事審判規則第23条第7項が準用する第32条第1項及び第33条から第36条までの規律を維持するものとする(管理者の権限等については、「5 財産の管理に関する審判事件の「(5) 財産管理者等の権限等」と同様になること。)を提案している。第15回部会では、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第23条 (略)
- 2, 3, 4, 5, 6 (略)
- 7 第三十二条第一項及び第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の規定により選任された財産の管理者について準用する。

イ 成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

現行家事審判規則第86条及び同規則第92条第2項が準用する同法第74条第1項の規律を原則として維持しつつ、職権で保全処分を行うことができるものとするを提案している。第15回部会では、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第74条 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。
- 2 (略)
- 第86条 第七十三条から第七十六条までの規定は、後見人の解任に関する審判事件にこれを準用する。
- 第92条 (略)
- 2 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

(イ) 審判の告知及び効力発生時期の特則

第12回部会では、現行法上職務執行停止の審判は成年後見人等に告知された段階で効力が発生するが、緊急を要する場合には成年後見人等に告知を待たずに、申立人への告知で効力を発生させる必要があるとの意見があった。もっとも、申立人への告知により成年後見人等の職務執行停止の効果を発生させると取引の安全に問題が生じないのかなどについても慎重に検討する必要もあることから、(注)において、なお検討することとしている。

(ウ) 職務代行者の改任等

現行家事審判規則第86条及び同規則第92条第2項が準用する同規則第74条第2項及び第75条の規律を原則として維持することを提案している。第15回部会では、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第74条 (略)

2 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。

第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

第86条 第七十三条から第七十六条までの規定は、後見人の解任に関する審判事件にこれを準用する。

第92条 (略)

2 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

2 保佐に関する審判事件

(1) 管轄

保佐に関する審判事件の管轄について、本文①は保佐開始の審判事件について現行家事審判規則第29条の規律を維持している。本文②はその余の保佐に関する審判事件については、被保佐人の住所地にかかわらず、保佐開始の審判をした家庭裁判所が一元的に管轄するのが便宜であると考えられることから、原則として保佐開始の審判をした家庭裁判所の管轄とするものとするを提案している。第13回、第14回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第29条 法第九条第一項甲類第二号に規定する審判事件は、事件

本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
第93条 保佐又は補助に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、
被保佐人又は被補助人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
2, 3 (略)

(2) 手続行為能力

民法上、保佐に関する審判事件のうち一定の事件については、意思能力を有する限り、被保佐人（被保佐人となるべき者を含む。）がその申立てを行うことができるものとされていることから、ここでは、そのような事件については、被保佐人が意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとすることを提案している。第9回部会において、特段の異論はなかった。

(3) 精神の状況に関する意見聴取等

成年後見開始の審判事件と成年後見開始の取消しの審判事件と同様の規律とするものとすることを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の2 第二十四条及び第二十五条の規定は、保佐開始の審判をする場合について準用する。

(4) 陳述聴取等

保佐に関する審判事件について陳述聴取の対象者等を提案している。第13回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の2 第二十四条及び第二十五条の規定は、保佐開始の審判をする場合について準用する。
第83条 家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべき者の意見を聴かななければならない。
2 家庭裁判所は成年後見人を選任するには、成年被後見人の陳述を聴かななければならない。
第93条 (略)
2 第八十三条、第八十四条及び第八十六条の二の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人に関する審判について準用する。
3 (略)

(5) 審判の告知

審判を告知すべき者について提案している。第13回部会において特段の異論はなかった。ただし、保佐人等の選任及び解任の審判については、成年後見人等選任の審判と同様、なお検討するものとしている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第30条の3 保佐開始の審判は、民法第八百七十六条の二第一項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人に告知しなければならない。

第30条の5 民法第十三条第二項及び第三項並びに第十四条第二項の規定による審判は、保佐人に告知しなければならない。

第30条の6 保佐開始の審判を取り消す審判は、保佐人及び保佐監督人に告知しなければならない。

2. (省)

(6) 即時抗告

保佐に関する審判事件における即時抗告について提案をしている。第13回部会において、特段の異論はなかった。

ただし、保佐開始の審判に対する即時抗告について、現行家事審判規則第30条の4は、被保佐人となるべき者の即時抗告権を実質的に保障するためには保佐人に選任される者から即時抗告権の行使について援助・助言を受けることができるようにすることが相当であると考えられることから、被保佐人となるべき者の即時抗告期間の起算点を被保佐人となるべき者及び保佐人に選任される者に対する告知があった日としているが、これを変更する合理的な理由もないことから、部会資料11を変更し、この点については現行法の規律を維持するものとするとしている。

また、部会資料11では、保佐人の同意を得なければならない行為の定めめの審判の申立てを却下する審判に対しても即時抗告をすることができるものとしていたが、同申立てを却下する審判は保佐人の行為能力を制限するものではないこと等を踏まえ、補助人の同意を得なければならない行為の定めめの審判の申立て等と同様に、即時抗告を認めないものと整理し直している。

さらに、部会資料11においては保佐人の同意に代わる許可の申立てに対して即時抗告を認めないこととしていたが、申立て却下の審判が被保佐人の明示的な意思に反するものであり、被保佐人の行為を制限するものであることを考慮すると、その審判が不当である場合には是正の途を用意する必要があるとも考えられる。他方で、それを認める必要性は乏しいものとも考えられる。そこで、この点について、(注)において、なお検討することとしている。もっとも、この点については、本部会において、このような即時抗告を認めるべきとの指摘はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の4 民法第十一条本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第十条第二項に掲げる者は、保佐開始の審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、法第十三条の規定による告知があつた日及び前条の規定による保佐人に選任される者に対する告知があつた日のうち最も遅い日から進行する。
- 2 第二十七条第二項の規定は、保佐開始の審判の申立てを却下する審判について準用する。
- 第30条の6 (略)
- 2 民法第十四条第一項に掲げる者は、保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 第73条 親権又は管理権の喪失の宣告に関する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第93条 (略)
- 2 (略)
- 3 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任に関する審判事件について準用する。

(7) 保佐に関する審判事件における申立ての取下げ制限

成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限 (1 (7)) 参照

(8) 保佐人等に対する指示及び保佐の調査

成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査 (1 (8)) 参照

(参照条文)

- 家事審判規則第84条 家庭裁判所は、何時でも、後見人に対し被後見人の療養看護、その財産の管理その他の後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができる。
- 第93条 第八十三条、第八十四条及び第八十六条の二の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人に関する審判について準用する。
- 第94条 家庭裁判所は、適当な者に、保佐若しくは補助の事務の調査若しくは被保佐人若しくは被補助人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。
- 2 家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管理をした者に対し、被保佐人又は被補助人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。
- 3 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項に規定する調査をさせることができる。

(9) 審判前の保全処分

保佐開始の審判事件を本案とする保全処分のうち保全命令の審判の告知及び効力発生時期の特則については、第15回部会において、現行法と同様、被保佐人となるべき者に対する告知によって効力が生じるものとする意見と被保佐人となるべき者に対する告知又は財産の管理者に対する告知によって効力を生じるものとする意見が出されたことから、両論

を併記している。

その余の点については、成年後見に関する審判事件における審判前の保全処分（1(9)）参照

(参照条文)

- 家事審判規則第30条 保佐開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。
- 2 保佐開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（民法第十三条第一項に規定する行為に限る。第五項において同じ。）につき、財産の管理者の保佐を受けるべきことを命ずることができる。
- 3 前項の規定による審判（以下この条において「保佐命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならない。
- 4 保佐命令の審判に対する即時抗告の期間は、法第十五条の三第四項の規定による告知があつた日及び前項の規定による告知があつた日のうち最も遅い日から進行する。
- 5 保佐命令の審判があつたときは、本人及び財産の管理者は、本人が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。
- 6 第三十二条第一項及び第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の規定により選任された財産の管理者について準用する。

3 補助に関する審判事件

(1) 管轄

補助に関する審判事件の管轄について、本文①は補助開始の審判事件について現行家事審判規則第30条の7の規律を維持している。本文②はその余の補助に関する審判事件については、被補助人の住所地にかかわらず、補助開始の審判をした家庭裁判所が一元的に管轄するのが便宜であると考えられることから、原則として補助開始の審判をした家庭裁判所の管轄とするものとするを提案している。第13回、第14回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の7 法第九条第一項甲類第二号の二に規定する審判事件（民法第十八条第三項の規定による補助開始の審判の取消しに関するものを除く。）は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第93条 保佐又は補助に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被保佐人又は被補助人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 2, 3 (略)

(2) 手続行為能力

民法上、補助に関する審判事件のうち一定の事件については、意思能力を有する限り、被補助人（被補助人となるべき者を含む。）がその申立てを行うことができるものとされていることから、ここでは、そのような事件については、被補助人が意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとするを提案している。第9回部会において、特段の異論はなかった。

(3) 精神の状況に関する意見聴取

現行家事審判規則第30条の9の規律を維持するものとするを提案している。第13回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の9 家庭裁判所は、補助開始の審判をするには、本人の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならない。

(4) 陳述聴取等

補助に関する審判事件について陳述聴取の対象者等を提案している。第13回、第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の10 第二十五条の規定は、補助開始の審判をする場合について準用する。
 - 第83条 家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべき者の意見を聴かなければならない。
 - 2 家庭裁判所は成年後見人を選任するには、成年被後見人の陳述を聴かなければならない。
- 第93条 (略)
 - 2 第八十三条、第八十四条及び第八十六条の二の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人に関する審判について準用する。
 - 3 (略)

(5) 審判の告知

審判を告知すべき者について提案している。第13回、第14回部会において特段の異論はなかった。ただし、補助人等の選任及び解任の審判については、成年後見人等の選任及び解任の審判と同様、(注)において、なお検討することとしている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第30条の11 補助開始の審判は、民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人に告知しなければならない。

第30条の13 民法第十七条第一項及び第三項並びに第十八条第二項の規定による審判は、補助人に告知しなければならない。

第30条の14 補助開始の審判を取り消す審判は、補助人及び補助監督人に告知しなければならない。

2 (略)

(6) 即時抗告

補助に関する審判事件における即時抗告について提案をしている。第13回、第14回部会において、特段の異論はなかった。ただし、補助開始の審判に対する即時抗告における被補助人の即時抗告期間の起算点、補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判に対する即時抗告については、保佐に関する審判事件における即時抗告（2(6)）参照。

(参照条文)

○ 家事審判規則第30条の12 民法第十五条第一項本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第十条第二項に掲げる者は、補助開始の審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、法第十三条の規定による告知があつた日及び前条の規定による補助人に選任される者に対する告知があつた日のうち最も遅い日から進行する。

2 第二十七条第二項の規定は、補助開始の審判の申立てを却下する審判について準用する。

第30条の14 (略)

2 民法第十八条第一項に掲げる者は、補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第73条 親権又は管理権の喪失の宣告に関する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第93条 (略)

2 (略)

3 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任に関する審判事件について準用する。

(7) 補助に関する審判事件における申立ての取下げ制限

成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限（1(7)）参照

(8) 補助人等に対する指示及び補助の調査

成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査（1(8)）参照

(9) 審判前の保全処分

成年後見に関する審判事件における審判前の保全処分（1(9)）参照。
ただし、補助開始の審判事件を本案とする保全処分のうち補助命令の審判の告知及び効力発生時期の特則については、保佐命令（2(9)）参照。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の8 補助開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。
- 2 補助開始の審判及び民法第十七条第一項の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（同法第十三条第一項に規定する行為であつて、同法第十六条第一項の審判の申立てに係るものに限る。第五項において同じ。）につき、財産の管理者の補助を受けるべきことを命ずることができる。
- 3 前項の規定による審判（以下この条において「補助命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならない。
- 4 補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、法第十五条の三第四項の規定による告知があつた日及び前項の規定による告知があつた日のうち最も遅い日から進行する。
- 5 補助命令の審判があつたときは、本人及び財産の管理者は、本人が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。
- 6 第三十二条第一項及び第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の規定により選任された財産の管理者について準用する。

4 失踪宣告に関する審判事件

(1) 管轄

失踪宣告の審判事件については、現行家事審判規則第38条の「住所地」に代えて、「従来の住所地」（民法第25条参照）の家庭裁判所の管轄とするものとするを、失踪宣告の取消しの審判事件については、現行家事審判規則第38条の規律を維持するものとするを提案している。
第13回部会では、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第38条 失踪に関する審判事件は、不在者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(2) 手続行為能力

失踪宣告に関する審判事件は、失踪者の財産関係に影響を及ぼすもの

であるが、失踪宣告又は失踪宣告の取消しに向けた手続行為にあたっては、意思能力を有する限りは判断することができるとも考えられるので、この点については、(注)において、なお検討するものとするとしている。

(3) 審判の告知

ア 失踪の宣告をする審判

失踪の宣告を受ける者は生死等が不明であるから、失踪の宣告をする審判をその者に告知することを要しないものとするに、特段の異論はなかった。

第13回部会では、失踪の宣告をする審判を不在者の相続人に対し告知すべきであるとの意見が出されたが、これに反対する意見が出されたほか、その告知がどのような役割を果たすものであるのか(例えば、相続人が有する即時抗告権を保障するものであるのか、単に相続が発生したことを知らせる趣旨であるのか)についても検討する必要があることから、(注)において、なお検討することとしている。

イ 失踪宣告を取り消す審判

失踪の宣告を取り消す審判における審判を受ける者は失踪者であるが、失踪者が失踪宣告の時期とは違う時期に死亡していたことが判明した場合にも失踪宣告は取り消されることもあること等を踏まえ、事件記録上失踪者の住所又は居所が判明している場合を除き、失踪者に対して告知することを要しないものとするを提案している。第13回部会では、特段の異論はなかった。

第13回部会では、失踪宣告を取り消す審判を失踪者の相続人(失踪宣告により失踪者の相続人となった者)に対し告知すべきであるとの意見が出されたが、これに反対する意見が出されたほか、その告知がどのような役割を果たすものであるのか(例えば、相続人が有する即時抗告権を保障するものであるのか、単に失踪宣告の効果が消滅したことを知らせる趣旨であるのか)についても検討する必要があることから、(注)において、なお検討するものとしている。

(4) 即時抗告

現行家事審判規則第42条及び第43条の規律を維持するものとするを提案している。第13回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第42条 本人又は利害関係人は、失踪の宣告をする審判に対し即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、申立人が審判の告知を受けた日から進行する。
 - 2 第二十七条第二項の規定は、失踪の宣告の申立を却下する審判にこれを準用する。
- 第43条 利害関係人は、失踪の宣告を取り消す審判に対し即時抗告をすることができる。この場合には、前条第一項後段の規定を準用する。
 - 2 本人又は利害関係人は、失踪の宣告の取消の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

(5) 公示催告手続

現行家事審判規則第39条から第41条までの規律を維持するものとするを提案している。第13回部会において、特段の異論はなかった。なお、公告の方法については、現行家事審判規則第21条の規律を維持するものとするを予定している。

ただし、公示催告期間については、不在者の権利等を保護する観点から一定の期間を置く必要があるが、他方で、現行法どおり6か月（又は2か月）以上とせず、3か月（又は1か月）以上とすることによっても十分であるとも考えられることから、ここでは、公示催告期間の下限を短くすることを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第21条 公告は、家庭裁判所の掲示板に掲示し、且つ、官報に掲載してこれをする。但し、家庭裁判所が相当であると認めるときは、日刊新聞紙にも掲載してこれをする。
- 第39条 失踪の宣告をするには、公示催告の手続を経なければならない。
- 第40条 公示催告には、左の事項を掲げなければならない。
 - 一 申立人の氏名及び住所
 - 二 不在者の氏名、住所及び出生の年月日
 - 三 不在者は、公示催告期間の満了の日までにその生存の届出をすべく、若しその届出をしないときは、失踪の宣告を受くべき旨
 - 四 不在者の生死を知る者は、公示催告期間の満了の日までにその届出をすべき旨
 - 五 公示催告期間の満了の日
- 2 公示催告期間は、民法第三十条第一項の場合には六箇月以上、同条第二項の場合には二箇月以上でなければならない。
- 第41条 公示催告の公示は、公告の方法でこれをする。

5 財産の管理に関する審判事件

(1) 管轄

本文①は、不在者の財産の管理に関する審判事件について、現行家事

審判規則第31条の「その住所地」に代えて、「従来の住所地」（民法第25条参照）の家庭裁判所の管轄とするものとすることを提案している。第13回部会では、特段の異論はなかった。

本文②は、現行家事審判規則第68条が準用する同規則第60条及び第52条第2項（同規則第91条が準用する場合を含む。）の規律を維持することを提案している。第14回部会では、特段の異論はなかった。

本文③は、現行家事審判規則第82条の規律を維持するものとするを提案している。なお、部会資料11では、後見人を同じくする数人の被後見人についてはその一人の被後見人の住所地の家庭裁判所に申立てを行うことができる（現行家事審判規則第90条が準用する同規則第52条第2項参照）ものとしていたが、後見人を同じくすることをもって当然に管轄が発生するだけの理由もなく、必要があれば自庁処理により対応すれば足りると考えられることから、そのような規律は置かないものとしている。

本文④では、成年被後見人に与えた財産の管理者の選任等の審判事件については、現行家事審判規則の規律と同様、成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするを提案しているが、他方で、成年後見開始の審判をした家庭裁判所の管轄とするとも考えられることから、亀甲括弧に入れている。

本文⑤は、推定相続人の廃除又は取消しの審判確定前の遺産の管理に係る審判事件の管轄について提案するものである。この点について、⑤の本文に関して、現行家事審判規則第99条と同様、被相続人の住所地とすることが考えられるが、推定相続人の廃除又は廃除の取消しの審判事件が係属していることを前提としていることを考えれば、被相続人の住所地いかにかわらず、当該審判事件が係属している家庭裁判所において遺産の管理の審判事件を扱うのが合理的であると考えられる。そこで、推定相続人の廃除又は廃除の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所（抗告裁判所に係属している場合には第一審の家庭裁判所）の管轄とするを提案している。なお、本文⑤のただし書は、民法第895条第1項後段に規定する推定相続人の廃除の遺言があった場合には廃除又は廃除の取消しの審判の申立てがいまだされていないこともあり得るので、このようなときには相続開始地の家庭裁判所の管轄とするを提案するものである。

本文⑥は、相続財産の管理に関する審判事件について、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするを提案している。第14回部会で

は、特段の異論はなかった。

本文⑦は、相続人の全員が限定承認をした場合の相続財産の管理人の選任の審判事件について、現行家事審判規則第99条第1項の規律に代えて、限定承認の申述を受理した家庭裁判所の管轄とするものとするを提案している。第14回部会では、特段の異論はなかった。

本文⑧は、財産分離請求があった際の相続財産の管理に関する審判事件について、現行家事審判規則第99条第1項の規律に代えて、財産分離事件が係属している家庭裁判所の管轄とするものとするを提案している。第14回部会では、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第31条 不在者の財産の管理に関する審判事件は、その住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第52条 (略)

2 数人の子についての前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。

第60条 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第68条 第三十二条乃至第三十七条、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する審判事件にこれを準用する。

第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第90条 第三十二条から第三十七条まで及び第五十二条第二項の規定は、第三者が被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する処分について、第六十六条の規定は、未成年被後見人の懲戒に関する許可その他の処分について準用する。

第91条 第六十条及び前三条の規定は、未成年後見人が未成年被後見人に代わって行う親権に関する審判事件について準用する。

第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

2 遺産の分割の申立てがあつた場合において、寄与分を定める審判の申立てをするときは、前項の規定にかかわらず、その申立ては、当該遺産の分割の審判事件が係属している家庭裁判所にしなければならない。

(2) 手続行為能力

民法上、子及び被後見人は、第三者が子又は被後見人に与えた財産の管理者の選任を請求することができることから、ここでは、子及び被後見人は、第三者が子又は被後見人に与えた財産の管理者の選任等の審判事件において、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとするを提案している。第9回部会では、特段の異論はなかった。

(3) 相続人全員の限定承認と管理人の選任

現行家事審判規則第116条の規律を維持するものとするを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第116条 数人の相続人の全員が限定承認をした場合における相続財産の管理人の選任は、家庭裁判所が、限定承認の申述を受理したとき、職権で、これをする。

(4) 審判の告知〔通知〕

(注) では、各種の相続財産管理人を選任したときには、相続人等に告知〔通知〕しなければならないものとするかどうかについて、なお検討することとしている。第14回部会において、選任によって相続人が影響を受けることから、相続人は選任の事実を知っておくべきであるとして、告知〔通知〕すべきであるとの意見が出されたが、他方で、すべての相続人等の戸籍謄本等の提出を求めることとなり、手続が遅滞・煩雑化すること、相続人等に選任の事実を知らせることはそもそも相続財産管理人の義務といえるか疑わしく、まして裁判所が行う根拠ないし合理性はないとして、規律を置くべきではないとの意見も出された。

なお、民法第895条の規定による遺産の管理に関する審判事件における管理人の選任の審判については、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判が確定するまでの暫定的な処分であることから、相続人への審判の告知の規律は不要とすることを前提としている。

(5) 財産管理者等の権限等

現行家事審判規則第32条第1項及び第33条から第36条までの規律を維持する(第13回部会では、特段の異論はなかった。)ほか、現行家事審判法第16条の規律を維持するものとするを提案している。なお、不在者財産管理人の辞任については、第1の11参照。

ただし、現行の規律(現行家事審判規則第32条第2項及び第3項参照)は選任した管理人が自由に辞任できることを前提としていたが、裁判所が選任した者が自由に辞任できるとすることは相当でないとの意見があったことを踏まえ、ここでは、辞任に関する規律を削除している(辞任を希望する管理人は裁判所に対して改任の職権発動を促す申出をすることとなる。)

(参照条文)

- 家事審判法第16条 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及

び第六百五十条の規定は、家庭裁判所が選任した財産の管理をする者について、同法第二十七条から第二十九条までの規定は、第十五条の三第一項の規定による財産の管理者について準用する。

○ 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。

2 家庭裁判所が選任した管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に管理人を選任しなければならない。

第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

2 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。

3 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。

第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならない。

2 前項の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。

3 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。

第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。

第68条 第三十二条乃至第三十七条、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する審判事件にこれを準用する。

第90条 第三十二条から第三十七条まで及び第五十二条第二項の規定は、第三者が被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する処分について、第六十六条の規定は、未成年被後見人の懲戒に関する許可その他の処分について準用する。

第91条 第六十条及び前三条の規定は、未成年後見人が未成年被後見人に代わつて行う親権に関する審判事件について準用する。

(6) 処分の取消し

財産の管理に関する審判事件における処分の取消しについて提案している。

なお、管理人選任・相続人搜索の公告及び管理人への通知については、現行家事審判規則第119条及び第119条の3と同様の規律を置くことを前提としている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第37条 本人が自ら財産を管理することができるようになったとき、又はその死亡が分明となり、若しくは失踪(そう)の宣告があつたときは、

家庭裁判所は、本人又は利害関係人の申立てによつて、その命じた処分を取り消さなければならない。

第68条 第三十二条乃至第三十七条、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する審判事件にこれを準用する。

第90条 第三十二条から第三十七条まで及び第五十二条第二項の規定は、第三者が被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する処分について、第六十六条の規定は、未成年被後見人の懲戒に関する許可その他の処分について準用する。

第91条 第六十条及び前三条の規定は、未成年後見人が未成年被後見人に代わつて行う親権に関する審判事件について準用する。

第119条 民法第九百五十二条第二項の公告には、次に掲げる事項を掲げなければならない。

- 一 申立人の氏名及び住所
- 二 被相続人の氏名、職業及び最後の住所
- 三 被相続人の出生及び死亡の場所及び年月日
- 四 相続財産の管理人の氏名及び住所

2 民法第九百五十八条の公告には、前項第一号乃至第三号の事項を掲げ、且つ、公告において、相続人は一定の期間内にその権利を申し出るように催告しなければならない。

第119条の3 相続財産の処分の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、遅滞なく相続財産の管理人に対しその旨を通知しなければならない。

6 婚姻に関する審判事件

(前注) 民法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦の財産管理者の変更及び共有財産の分割の請求については、同条第1項の規定が当事者による夫婦財産契約の変更を許容していないこととの整合性から、調停をすることができない事項についての審判事件とすることを前提としている。

(1) 管轄

本文①の甲案は、現行家事審判規則第45条（第47条、第51条及び第56条において準用する場合を含む。）の規律を維持し、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするもの、乙案は、人事訴訟における管轄と同様に、夫又は妻の住所地の家庭裁判所の管轄とすることとするものである。

第14回部会においては、民事訴訟においても被告の住所地が基本的な管轄原因とされており、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする現行の規律には当事者間の公平の観点から相応の合理性があると考えられること、職権探知であることから相手方の出頭確保の要請が強いこと、家事審判と人事訴訟とでは手続の構造や前提が異なるため必ずしも同一には論じられないこと等を理由に甲案を支持する意見と、夫婦のいずれの住所地にも夫婦の生活状況等の資料が存在していると考えられること、管轄を相手方の住所地に限定するのは、かえって当事者間の公平に反す

ること、いわば遅い者勝ちとなって紛争解決の遅延につながる可能性があること、相手方の協力が得られない場合については移送という手段も採り得ること等を理由に乙案を支持する意見があった。

本文②は、現行家事審判規則第52条の規律を現行家事審判規則第52条の規律を基本的に維持するものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第14回部会において特段の異論はなかった。

本文③は、現行家事審判規則第57条（第69条で準用する場合を含む。）の規定による規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料11から変更はなく、第14回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第45条 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第47条 第四十五条及び第百六条第一項の規定は、夫婦財産契約による管理者の変更に関する審判事件にこれを準用する。
- 第51条 第四十五条、前二条及び第五十二条の二の規定は、婚姻から生ずる費用の分担に関する審判事件にこれを準用する。
- 第52条 婚姻の取消又は離婚の場合における子の監護者の指定その他子の監護に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 2 数人の子についての前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれをすることができる。
- 第56条 第四十五条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二の規定は、婚姻の取消し又は離婚の場合における財産の分与に関する審判事件にこれを準用する。
- 第57条 婚姻の取消、離婚、生存配偶者の復氏又は生存配偶者の意思表示による姻族関係の終了の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件は、その所有権者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第69条 第五十七条乃至第五十九条の規定は、縁組の取消又は離縁の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件にこれを準用する。
- 人事訴訟法第4条 人事に関する訴えは、当該訴えに係る身分関係の当事者が普通裁判籍を有する地又はその死亡の時にこれを有した地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する。
- 2. (略)

(2) 手続行為能力 (新設)

ア 夫及び妻等の手続行為能力

夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助や、監護者の指定その他監護に関する処分においては、当該身分関係の当事者本人の意思をできる限り尊重する必要があることから、財産上の行為を除き、意思能力のある限り当該当事者本人が有効に行うことができると解される。そこで、本文①は、財産上の給付を求める審判事件を除き、夫婦の同居そ

の他の夫婦間の協力扶助に係る審判手続においては夫及び妻が、監護者の指定その他監護に関する処分に係る審判手続においては申立人又は相手方となるべき者が、意思能力を有する限り手続行為を行うことができるものとする規律を置くことを提案するものである。部会資料8から変更はなく、第9回部会において特段の異論はなかった。

イ 子の手続行為能力

監護者の指定や子の引渡し等の審判は、その結果が子に直接に影響を与えるものであることから、子自身の意思を可能な限り尊重する必要がある。そこで、監護者の指定その他監護に関する処分に係る審判手続においては、財産上の給付を求める審判事件を除き、子は、意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとすることを提案するものである。

(3) 参加

(2)イのとおり、監護者の指定その他監護に関する処分の審判手続において子は意思能力のある限り手続行為能力があるとした場合、子は、裁判所の許可を得て、利害関係人としてその手続に主体的に関与することができるが（部会資料20-1第1の9参照）、さらに、子が利害関係人として当然に参加することができるものとするについて、その必要性等を含め、なお検討するものとしている。

(4) 陳述聴取

ア 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件における陳述聴取（新設）

（前注）のとおり、夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件を、調停をすることができない事項についての審判事件としたため、申立人でない他方配偶者は、当然には審判手続に関与しないこととなった。そこで、本文①は、当該他方配偶者の手続保障を図るために、必要的陳述聴取の規律を置くことを提案するものである。

イ 監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件における陳述聴取
現行家事審判規則第54条の規律と同様に、子が15歳以上であるときは、審判をする前に当該子の陳述を聴かなければならないものとする

ことを提案するものである。ただし、子の監護費用の分担に関する審判については、監護費用の分担の判断根拠となるべき経済的な事情の収集のために子の陳述聴取が必要になるとは一般的に考えにくいこと、監護費用の分担に関する協議・審判が子自身を拘束することはできないと解されていることなどから、これを除外することとしている。監護費用の分担に関する審判を除外することについては、部会資料12から特段の変更はなく、第14回部会において特段の異論はなかった。

なお、15歳未満の子の陳述聴取については、子の福祉を害する場合を除くものとすることを検討していたが、第13回部会において、子の年齢、発達程度等に応じて適切な方法により子の意思を把握し、それを子の年齢等に応じて考慮するのが相当であるとの点では、概ね意見の一致がみられたこと等を踏まえ、総則（部会資料20-1第1の17）に定める子の意見表明に関する規律に沿った陳述聴取等の方法によりその意思を把握するものとするに変更している。

（参照条文）

- 家事審判規則第54条 子が満十五歳以上であるときは、家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判をする前に、その子の陳述を聴かなければならない。

(5) 共有財産の分割の処分

現行家事審判規則第48条第1項及び第2項並びに第48条が準用する第109条の規律を維持するものとすることを提案するものである。なお、共有財産の分割に関する具体的手続につき、第15回部会において、利害関係人に対する公告・参加の規律を維持するか否かについては遺産分割の審判事件における利害関係人の地位の検討と併せてなお検討するものとされたことを受けて、（注）において、現行家事審判規則第48条第3項が準用する第104条及び第105条と同様の規律を置くことについて、なお検討することとしている。

（参照条文）

- 家事審判規則第48条 前条の管理者の変更に附帯して共有財産の分割を許可する場合には、家庭裁判所は、申立てによつて、共有財産の分割の処分をすることができる。
 - 2 家庭裁判所が共有財産の分割を許可した場合において、その分割の協議が調わないときも、前項と同様とする。
 - 3 第百四条、第百五条、第百六条第一項及び第百九条の規定は、前二項の場合にこれを準用する。
- 第104条 遺産の分割の申立てをするには、共同相続人及び利害関係人並びに

民法第九百三条第一項に規定する遺贈又は贈与の有無及びこれがあるときは、その内容を示し、かつ、遺産の目録を差し出さなければならない。

第105条 家庭裁判所は、遺産の分割の申立てがあつた場合において相当であると認めるときは、その分割の申立てがあつたことを公告して、利害関係人の参加を求めることができる。

2 前項の公告をしたときは、家庭裁判所は、公告の日から三十日を経過しなければ遺産の分割の手續を進めることができない。ただし、急を要する事項の実施を妨げない。

3 第一項の公告は、第二十一条の規定にかかわらず、相当であると認める方法でこれを行うことができる。

第109条 家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対し債務を負担させて、現物をもつてする分割に代えることができる。

(6) 給付命令等

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件

現行家事審判規則第46条が準用する第96条、第98条及び第49条と同様の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第14回部会において特段の異論はなかった。なお、現行家事審判規則第49条の「登記義務の履行」については、民法第752条に定める夫婦間の同居、協力、扶助義務に関する給付の例示として掲げるには必ずしも相当ではないと考えられることから亀甲括弧としている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第46条 第九十五条乃至第九十八条の規定は、前条の審判事件にこれを準用する。

第49条 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関する審判においては、金銭の支払、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

第96条 家庭裁判所は、扶養の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更する場合には、必要な事項を指示することができる。

第98条 第四十九条の規定は、扶養に関する審判にこれを準用する。

イ 夫婦財産契約による管理者の変更又は共有財産の分割の処分の審判事件等

財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分についての審判、婚姻費用から生ずる費用の分担の処分についての及び財産分与についての審判に関し、現行家事審判規則第49条（第51条及び第56条において準用する場合を含む。）と同様の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第14回部会及び第15回部会において特に異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第49条 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関する審判においては、金銭の支払、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。
第51条 第四十五条、前二条及び第五十二条の二の規定は、婚姻から生ずる費用の分担に関する審判事件にこれを準用する。
第56条 第四十五条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二の規定は、婚姻の取消し又は離婚の場合における財産の分与に関する審判事件にこれを準用する。

ウ 監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件

現行家事審判規則第53条の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料12から変更はない。なお、第14回部会において、従来、解釈により子の監護に関する処分として面会交流の方法を定めていた実務の取扱いを法文上明確にするため、「子の監護について必要な事項」の例示として「面会交流の方法」を掲げるべきであるとの意見があったことを踏まえ、(注)において、この点についてなお検討するものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第53条 家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護について必要な事項を定め、又は子の監護者を変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずる審判においては、子の引渡又は扶養料その他の財産上の給付を命ずることができる。

エ 系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件

現行家事審判規則第58条(第69条において準用する場合を含む。)と同様の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料11から変更はなく、第14回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第58条 家庭裁判所は、前条の所有権の承継者を指定する審判においては、系譜、祭具又は墳墓の引渡を命ずることができる。
第69条 第五十七条乃至第五十九条の規定は、縁組の取消又は離縁の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件にこれを準用する。

(7) 即時抗告

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件等

夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助についての審判、夫婦財産契

約による管理者の変更及び共有財産の分割についての審判又は婚姻から生ずる費用の分担に関する処分についての審判に対して即時抗告をすることができる者を夫及び妻とすることを提案するものであり、部会資料12から変更はない。

夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件について、現行家事審判規則第46条が準用する第97条は、利害関係人にも即時抗告権を認めているが、第15回部会において、利害関係人に即時抗告権を認めるべき具体的な必要性を直ちに想定することができないとして、夫及び妻のみを即時抗告権者とすることで最終的に意見の一致をみた。なお、夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割についての審判事件並びに婚姻から生ずる費用の分担に関する処分についての審判事件については、現行家事審判規則第50条（第51条において準用する場合を含む。）の規律を維持しており、第14回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第46条 第九十五条乃至第九十八条の規定は、前条の審判事件にこれを準用する。
- 第50条 夫又は妻は、財産の管理者の変更、共有財産の分割の許可又は共有財産の分割の処分に関する審判に対し即時抗告をすることができる。
- 第51条 第四十五条、前二条及び第五十二条の二の規定は、婚姻から生ずる費用の分担に関する審判事件にこれを準用する。
- 第97条 当事者又は利害関係人は、扶養に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

イ 監護者の指定その他監護に関する処分の審判事件

現行家事審判規則第55条の規律を維持するものとすることを提案するものであり、部会資料12から変更はない。なお、(注)は、第14回部会において、子に対する審判告知及び子の即時抗告権を認めるべきとの意見があったことを踏まえ、子の即時抗告権については、子に対する審判告知と併せて、なお検討するものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第55条 父、母又は子の監護者は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

ウ 財産分与に関する審判事件

現行家事審判規則第56条が準用する第50条と同様の規律を維持し、夫及び妻であった者は、婚姻取消し又は離婚の場合の財産分与につい

ての審判に対し、即時抗告をすることができるものとすることを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第50条 夫又は妻は、財産の管理者の変更、共有財産の分割の許可又は共有財産の分割の処分に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第56条 第四十五条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二の規定は、婚姻の取消し又は離婚の場合における財産の分与に関する審判事件にこれを準用する。

エ 系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件

現行家事審判規則第59条（第69条において準用する場合を含む。）は、利害関係人にも即時抗告権を認めているが、利害関係人に即時抗告権を認めるべき具体的な必要性を直ちに想定することができないことから、部会資料11での提案（現行家事審判規則と同様の規律を維持するものとする）を変更し、当事者にのみ即時抗告権を認めるものとすることを提案するものである。

(参照条文)

○ 家事審判規則第59条 当事者又は利害関係人は、第五十七条の所有権の承継者の指定に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第69条 第五十七条乃至第五十九条の規定は、縁組の取消又は離縁の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件にこれを準用する。

(8) その他

（注1）は、夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助、婚姻から生ずる費用の分担に関する処分及び監護者の指定その他監護に関する処分についての各審判については、事情が変更すれば取消し又は変更の審判をすることができるとの解釈が一般的（民法第880条の規定の類推適用を認める説が有力）であることを前提に、その旨の明文規定を設けないものとするものの検討を提案するものである。

（注2）は、婚姻から生ずる費用の分担に関する処分についての審判事件に関し、必要な裁判資料の開示の制度を設けることの当否及びその内容について検討することの提案である。第14回及び第15回の部会において、積極意見があった一方で、制裁を科してまで収入等の開示を求める規律を置くことについては慎重に検討すべきであるとの意見や、収

入等の開示がない場合には民事訴訟法第248条の規律と同様に相当の額を認定することができるとする規律を置くことも考えられるとの意見があった。

(9) 審判前の保全処分

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件等を本案とする保全処分

夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助の審判事件、婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件、離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与の審判事件について、現行家事審判規則第46条（第95条）、第51条及び第56条がそれぞれ準用する第52条の2と同様の規律を基本的に維持するものとするを提案するものである。部会資料13から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

なお、仮に、本案事件の係属を保全処分の要件とした場合には、保全処分の申立てを本案事件の申立てをした者に限定することも考えられる。

(参照条文)

- 家事審判規則第46条 第九十五条乃至第九十八条の規定は、前条の審判事件にこれを準用する。
- 第51条 第四十五条、前二条及び第五十二条の二の規定は、婚姻から生ずる費用の分担に関する審判事件にこれを準用する。
- 第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。
- 第56条 第四十五条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二の規定は、婚姻の取消し又は離婚の場合における財産の分与に関する審判事件にこれを準用する。
- 第95条 第五十二条の二の規定は、扶養に関する審判事件について準用する。

イ 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

現行家事審判規則第47条及び第48条3項が準用する第106条第1項、第23条第1項及び第52条の2と同様の規律を基本的に維持するものとするを提案するものである。部会資料13から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

なお、仮に、本案事件の係属を保全処分の要件とした場合には、

保全処分申立てを本案事件の申立てをした者に限定することも考えられる。

(参照条文)

- 家事審判規則第23条 後見開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

(略)

第47条 第四十五条及び第百六条第一項の規定は、夫婦財産契約による管理者の変更に関する審判事件にこれを準用する。

第48条 前条の管理者の変更に附帯して共有財産の分割を許可する場合には、家庭裁判所は、申立てによつて、共有財産の分割の処分をすることができる。

(略)

第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第106条 第二十三条第一項及び第七項並びに第五十二条の二の規定は、遺産の分割の審判事件について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「財産の管理又は本人の監護」とあり、及び「財産の管理若しくは本人の監護」とあるのは「財産の管理」と、第五十二条の二中「申立人」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

2 (略)

(イ) 財産の管理者の権限等

(ア) の①により選任された財産の管理者については、現行家事審判法第16条並びに現行家事審判規則第47条及び第48条第3項が準用する第106条第1項、第23条第7項、第32条第1項及び第33条から第36条までの規律を維持するものとすることを提案するものである。部会資料13から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 第九条の審判の申立てがあつた場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第16条 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、家庭裁判所が選任した財産の管理をする者について、同法第二十七条から第二十九条までの規定は、第十五条の三第一項の規定による財産の管理者について準用する。

- 家事審判規則第23条 後見開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てにつ

いての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の關係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

(略)

7 第三十二条第一項及び第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の規定により選任された財産の管理者について準用する。

第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。

(略)

第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

2 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。

3 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。

第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならない。

2 前項の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。

3 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。

第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。

第47条 第四十五条及び第百六条第一項の規定は、夫婦財産契約による管理者の変更に関する審判事件にこれを準用する。

第48条 (略)

3 第百四条、第百五条、第百六条第一項及び第百九条の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第106条 第二十三条第一項及び第七項並びに第五十二条の二の規定は、遺産の分割の審判事件について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「財産の管理又は本人の監護」とあり、及び「財産の管理若しくは本人の監護」とあるのは「財産の管理」と、第五十二条の二中「申立人」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

2 (略)

ウ 子の監護者の指定その他監護に関する審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

現行家事審判規則第52の2の規律を基本的に維持するものとすることを提案するものである。部会資料13から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

なお、仮に、本案事件の係属を保全処分の要件とした場合には、保全処分の申立てを本案事件の申立てをした者に限定することも考

えられる。

(参照条文)

- 家事審判規則第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

(イ) 陳述聴取

仮の地位を定める仮処分のうち子の引渡しの仮処分等は、その結果が子に直接に影響を与えるものであることから、可能な限り子の意思を尊重して子の利益を保護すべき要請が高い。そこで、子が15歳以上である場合において、仮の地位を定める仮処分（監護費用の仮払仮処分を除く。）をするには、保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、子の陳述を聴かなければならないものとするを提案するものである。

なお、15歳未満の子の陳述聴取については、子の福祉を害する場合を除くものとするを検討していたが、第13回部会において、子の年齢、発達程度等に応じて適切な方法により子の意思を把握し、それを子の年齢等に応じて考慮するのが相当であるとの点では、概ね意見の一致がみられたこと等を踏まえ、総則（部会資料20-1第1の17）に定める子の意見表明に関する規律に沿った陳述聴取等の方法によりその意思を把握するものとするに変更している。

(参照条文)

- 家事審判規則第54条 子が満十五歳以上であるときは、家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判をする前に、その子の陳述を聴かなければならない。

7 親子関係の審判事件

(1) 子の氏の変更についての審判事件

ア 管轄

現行家事審判規則第62条が準用する同規則第52条第2項及び第60条の規律を維持するものとするを提案している。第13回部会では、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第52条 (略)

2 教人の子についての前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。

第60条 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第62条 第二十七条第二項、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、子の氏の変更についての許可に関する審判事件にこれを準用する。

イ 手続行為能力

民法第791条第1項及び第3項は、子が15歳以上の場合には子が自ら、子が15歳未満である場合にはその法定代理人が、子の氏の変更の届出をすることとしていることから、子が15歳以上の場合には、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとすることを提案している。

ウ 即時抗告

現行家事審判規則第62条が準用する第27条第2項の規律を維持するものとすることを提案している。第13回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第27条 (略)

2 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告を行うことができる。

第62条 第二十七条第二項、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、子の氏の変更についての許可に関する審判事件にこれを準用する。

(2) 養子をするについての許可の審判事件

ア 管轄

現行家事審判規則第63条の規律を維持するものとすることを提案している。第13回部会では、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第63条 養子をするについての許可に関する審判事件は、養子となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

イ 手続行為能力

民法上、15歳以上の者は、行為能力の制限を受けていても、意思能力を有する限り、養子縁組を締結することができる(民法第738条及び第799条参照)が、他方で、15歳未満の者は、意思能力の有無に関係なく、養子縁組を締結することができない(同法797条)ものとき

れている。そこで、ここでは、子が15歳以上の場合には、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとすることを提案している。第9回部会において、特段の異論はなかった。

ウ 参加

イのとおり、養子縁組許可の審判手続において養子となるべき者は意思能力を有する限り手続行為能力があるとした場合、養子となるべき者は、裁判所の許可を得て、利害関係人としてその手続に主体的に関与することができるが（部会資料20-1第1の9参照）、さらに、利害関係人として当然に参加することができるものとするについて、その必要性等を含めて検討することを提案している。

エ 陳述聴取

養子とするについての許可の審判事件における陳述聴取について提案している。

オ 審判の告知

甲案は、養子とするについての許可の審判においては、養子となるべき者（その者が15歳未満である場合には、その法定代理人）は審判を受ける者ではなく、また、その許可の審判により養子縁組が成立するわけでもないし、養親となるべき者から養子となるべき者に対しては許可が出されたことは適宜伝えられるから、裁判所が養子となるべき者に対して直接許可の審判を告知するなどの特段の規律は置かないものとするものである。乙案は、養子とするについての許可の審判は、子に対して影響を及ぼすものであることを理由に、養子とするについての許可の審判は、養子となるべき者（その者が15歳未満である場合には、その法定代理人）に対してこれを告知するものとするものである。第13回部会において、それぞれを支持する意見があった。

カ 即時抗告

第13回部会において、本文について特段の異論はなかった。

なお、許可の申立てを却下する審判に対し、養子となるべき者（その者が15歳未満である場合には、その法定代理人）等に即時抗告を認めるかどうかについては、意見が分かれた。そこで、この点については、民法上、養子となるべき者には申立権がないと解する見解が有力

であることや、養親となるべき者が不服を申し立てていない場合に養子となるべき者に不服申立権を認める実益等を踏まえて、(注)において、なお検討することとしている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第27条 (略)

2 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第63条の2 第二十七条第二項の規定は、養子をするについての許可の申立てを却下する審判について準用する。

(3) 死後離縁をするについての許可の審判事件

ア 管轄

現行家事審判規則第64条の規律を維持するものとするを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第64条 離縁をするについての許可に関する審判事件は、申立人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

イ 手続行為能力

民法上、15歳以上の者は、行為能力の制限を受けていても、意思能力を有する限り、養子縁組の離縁することができるが、他方で、15歳未満の者は、意思能力の有無に関係なく、養子縁組の離縁することができない(法定代理人が代わって行う。)ものとされている。そこで、ここでは、意思能力を有する限り、15歳以上の者は、手続行為能力を有するものとしている。第9回部会において、特段の異論はなかった。

ウ 養子の代襲者への通知等

人事訴訟においては、相続権の保護の観点から、養子縁組の取消しの訴え等において養子の代襲者に対して訴訟係属の通知を行うものとされている(人事訴訟法第28条、人事訴訟規則第16条及び同別表参照)ことを考慮して、死後離縁をするについての許可においても、養子の代襲者に申立てがあったことを通知することや、その陳述を聴取するなどの手続保障を行うものとするを提案している。

甲案は、人事訴訟と同様、養子の代襲者については、参加の利益を確保すれば足りるとして、養子の代襲者に対し申立てがなされた旨を通知するものとするものである。乙案は、参加の利益を確保するだけ

ではなく、養子の代襲者に対して陳述聴取の機会等を付与するものとするものである。第14回部会において、それぞれを支持する意見が出された。

エ 即時抗告

現行家事審判規則第64条の2の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の2 利害関係人は、離縁を許可する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 2 第二十七条第二項の規定は、離縁をするについての許可の申立てを却下する審判について準用する。

(4) 特別養子縁組に関する審判事件

ア 管轄

現行家事審判規則第64条の3及び同規則第64条の11の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の3 特別養子縁組の成立に関する審判事件は、養親となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第64条の11 特別養子縁組の離縁に関する審判事件は、養親の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

イ 手続行為能力

養親（養親となるべき者を含む。）、養子（養子となるべき者）の実父母及び養子は、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとすることを提案している。特別養子縁組の成立の審判事件における養子となるべき者は8歳未満（民法第817条の5）であり、一般的に意思能力があるとは認められないので、手続行為能力を認めないこととしている。

ウ 陳述聴取

特別養子縁組の成立及び特別養子縁組の離縁に関する陳述聴取について提案をしている。第14回部会において、特段の異論はなかった（ただし、養子となるべき者及び養子の陳述を除く。この点については、

第1の17参照)。

ただし、部会資料11では、特別養子縁組を成立させる審判をするにあたり、養子となるべき者の父母の後見人を陳述聴取の対象者とし、その父母に対し親権を行う者（例えば、親権者）を除外していたが、これを除外する合理的な理由がないことから、ここでは、その父母に対し親権を行う者を追加している。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の7 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立に関する審判をするには、養親となるべき者、養子となるべき者の父母、養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者に対して親権を行う者で父母以外のもの及び成年に達した父母の成年後見人の陳述を聴かなければならない。この場合において、養子となるべき者の父母の同意なくして特別養子縁組を成立させる審判をするときは、父母の陳述は、審判の期日において聴くものとする。
- 第64条の13 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁に関する審判をするには、養親、養親の後見人、養子、養子の後見人、養子に対して親権を行う者で養親以外のもの及び実父母の陳述を聴かなければならない。この場合において、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をするときは、養親、養子及び実父母の陳述は、審判の期日において聴くものとする。

エ 審判の告知

(ア) 特別養子縁組の成立

本文①は、現行法上特別養子縁組の成立の審判は養子の法定代理人である親権を行う者又は未成年後見人に対して告知するものと解されていることから、この点を明確化することを、本文②は養子となるべき者の父母が知れない場合の取扱い等について提案するものであり、第14回部会において特段の異論はなかった（なお、養子となるべき者の父母に対し親権を行う者については、ウ参照。）

〔なお、第14回部会において、特別養子縁組を成立させる審判について裁判所が養子となるべき者に対して直接告知をすべきであるとの意見も出されたが、特別養子の場合には、実子同然に養育することが予定されており、養子縁組の事実を知らせるか否か等は、養親子関係にゆだねるべきであるとの指摘もあったので、(注)において、なお検討することとしている。〕

(イ) 特別養子縁組の離縁

本文①は、養親、養子及び養子の利益を代弁することができる（実体法上の）代理人について審判を告知するものとすることを提案をしている。第14回部会において特段の異論はなかった。

本文②は、養子に対する告知の規律についての提案である。養子

に対して離縁の審判を裁判所が直接告知するか否かは、養子の年齢等を考慮してすることとし、子の福祉を害するような場合には裁判所は直接告知することを差し控えるべきであると考えられる（この場合には、養子の法定代理人等が適宜行うべきことが想定される。）ので、そのような規律としている。

オ 即時抗告

(ア) 特別養子縁組の成立

本文は、現行家事審判規則第64条の8の規律を維持するものとするを提案している（ただし、養子となるべき者の父母に対し親権を行う者については、ウ参照）。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の8 前条に掲げる者（養親となるべき者を除く。）は、特別養子縁組を成立させる審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 2 第二十七条第二項の規定は、特別養子縁組を成立させる審判の申立てを却下する審判について準用する。

(イ) 特別養子縁組の離縁

本文は、現行家事審判規則第64条の14の規律を維持するものとするを提案している。第14回部会において、概ね賛同を得た。

ただし、第14回部会において、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判に対して養子に即時抗告権を認めるべきとの意見もあったことから、この点については、申立てを却下する審判に対する即時抗告を申立人にのみ認めるか申立権者一般に認めるのかと併せて、(注)において、なお検討することとしている。

なお、養子は意思能力を有しない場合があるから養子に対して審判を知らせた時点をもって養子の即時抗告期間の起算点とすることは相当ではないことや手続の安定を考慮して、養子の即時抗告期間の起算点を養子以外の者に対し告知があった日(複数ある場合には、そのうちもっとも遅い日)としている。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の14 前条に掲げる者は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 2 第二十七条第二項の規定は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判について準用する。

カ 特別養子縁組成立の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

現行家事審判規則第64条の5第1項の規律を維持するものとする
ことを提案している。第15回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の5 特別養子縁組を成立させる審判の申立てがあつた場合において、養子となるべき者の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、特別養子縁組の成立に関する審判の効力が生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができる。

2. (略)

(イ) 職務代行者の改任等

現行家事審判規則第64条の5第2項が準用する同規則第32条第1項及び同規則第64条の6が準用する同規則第75条の規律をそれぞれ維持するものとすることを提案している。第15回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の5 (略)
2 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。
第64条の6 第七十五条の規定は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者について準用する。

キ 特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

現行家事審判規則第64条の12が準用する第64条の5第1項の規律を維持するものとすることを提案している。第15回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の12 第六十四条の五(養子となるべき者の監護者を選任する保全処分に係る部分を除く。)及び第六十四条の六の規定は、特別養子縁組の離縁に関する審判事件について準用する。

(イ) 職務代行者の改任等

現行家事審判規則第64条の12が準用する同規則第64条の5第2項

(第32条第1項)及び第64条の6の規律を維持するものとする
を提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の12 第六十四条の五(養子となるべき者の監護者を選任する保全処分に係る部分を除く。)及び第六十四条の六の規定は、特別養子縁組の離縁に関する審判事件について準用する。

8 親権に関する審判事件

(1) 管轄

親権に関する審判事件(未成年後見人が未成年被後見人に代わって行う親権に関する審判事件を含む。)については、子の福祉の観点から審理すべきであることを理由として、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするを提案している。この点については、現行家事審判規則の規律(第60条等参照)とほぼ同様であるが、親権又は管理権の喪失の審判事件等については、上記と同様の趣旨から、現行家事審判規則第73条が親権又は管理権の喪失を求められる親の住所地の管轄としているのを変更している。第13回、第14回部会において、概ね賛同を得た。

(参照条文)

- 家事審判規則第52条 (略)
 - 2 数人の子についての前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。
- 第60条 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第63条の3 第二十七条第二項、第五十五条及び第六十条の規定は、養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定に関する審判事件に準用する。
- 第65条 第六十条の規定は、子の懲戒に関する許可その他の処分に関する審判事件にこれを準用する。
- 第68条 第三十二条乃至第三十七条、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する審判事件にこれを準用する。
- 第73条 親権又は管理権の喪失の宣告に関する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第79条 第七十一条、第七十三条及び第七十六条の規定は、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しに関する審判事件について準用する。
- 第81条 第七十三条の規定は、親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可に関する審判事件にこれを準用する。
- 第91条 第六十条及び前三条の規定は、未成年後見人が未成年被後見人に代わって行う親権に関する審判事件について準用する。

(2) 手続行為能力

ア 子の手続行為能力

親権に関する審判事件の審判の結果は、子に対して重大な影響を与えること等を踏まえ、子の意思を尊重する観点から、子は、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとすることを提案している。

イ 夫及び妻の手続行為能力

民法の解釈上、夫及び妻は、親権の行使と親権者の指定を区別して親権者の指定は意思能力を有する限り行うことができると解する見解が有力であることを踏まえて、部会資料8を変更し、夫及び妻は、親権者の指定の審判事件等において、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとしている。

ウ 養親の手続行為能力

養親は、養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の審判事件において、意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとすることを提案している。第9回部会において、特段の異論はなかった。

(3) 参加

(2)アのとおり、親権に関する審判事件において子は意思能力を有する限り手続行為能力があるとした場合、子は、裁判所の許可を得て、利害関係人としてその手続に主体的に関与することができるが（部会資料20-1第1の9参照）、さらに、子が利害関係人として当然に参加することができるものとするについて、その必要性等を含めて検討することを提案している。

(4) 陳述聴取

本文では、親権者の指定等の審判が子に対して与える影響にかんがみ子から陳述を聴かなければならないものとするとともに、親権又は管理権喪失宣告及びその取消しについては、現行家事審判規則第76条及び第79条の規律を維持しつつ、親権又は管理権喪失の効果の重大性にかんがみ親権又は管理権喪失の宣告をするには、審問期日を開いて親権者から陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。第13回、第14回部会において、特段の異論はなかった（ただし、子の陳述については、〔総則〕参照）。

（参照条文）

- 家事審判規則第76条 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告するには、本人の陳述を聴かなければならない。
- 第79条 第七十一条、第七十三条及び第七十六条の規定は、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しに関する審判事件について準用する。

(5) 審判の告知

本文では、親権喪失等の子に対する影響等を考慮して、子に対して審判を告知することを提案している。第14回部会において、概ね賛同を得た。なお、裁判所がこれらの審判を子に直接告知するか否かは子の年齢等を考慮して判断すべきであり、子の福祉を害するような場合には、裁判所から直接告知することを差し控えるべきであると考えられる（このような場合には、子の法定代理人等が適宜の方法で告知することを想定している。）ので、そのような規律としている。

また、親権者となるべき者の指定、親権者の指定又は変更、親権又は管理権を辞するについての許可及び親権者又は管理権を回復するについての許可の審判を裁判所が子に対して直接告知をすることについては、これを義務付けるべきとの意見も出されたが、他方で、裁判所が指定した親権者等を通じて子に知らせるべきであるとの意見も出されたことから、(注)において、なお検討することとしている。

(6) 引渡命令等

現行家事審判規則第70条及び第72条がそれぞれ準用する第53条の規律を維持するものとし、親権者の指定又は変更の審判において、子の引渡し等を命ずることがものとするを提案している。ただし、扶養料の支払については、別途申立てを待つべきであるので、扶養料についての規律を置かないこととしている。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第53条 家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護について必要な事項を定め、又は子の監護者を変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずる審判においては、子の引渡し又は扶養料その他の財産上の給付を命ずることができる。
- 第70条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の指定に関する審判事件にこれを準用する。
- 第72条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、前条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の変更に関する審判事件にこれを準用する。第

(7) 即時抗告

ア 親権者となるべき者の指定

本文①及び②は、現行家事審判規則第63条の3が準用する同規則第27条第2項及び第55条の規律を維持することを提案するものである。第14回部会において、概ね異論はなかった。

なお、第14回部会において、子が親権者となるべき者の指定の審判に対し即時抗告することができるものとすべきか否かについては、積極意見があった一方、民法上親権者となるべき者は父及び母の協議により定めることができることとされているのであるから、子にこれを認めるべきではないとの意見が出されたので、(注)において、なお検討することとしている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第27条 (略)

2 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第55条 父、母又は子の監護者は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第63条の3 第二十七条第二項、第五十五条及び第六十条の規定は、養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定に関する審判事件に準用する。

イ 親権者の指定又は変更

本文は、現行家事審判規則第70条及び第72条がそれぞれ準用する同規則第55条の規律を維持することを提案するものであり、第14回部会において、概ね異論はなかった。

なお、子が親権者の指定又は変更についての審判に対し即時抗告することができるものとすべきか否かについては、上記アと同様の問題があるので、(注)において、なお検討することとしている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第55条 父、母又は子の監護者は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第70条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の指定に関する審判事件にこれを準用する。

第72条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、前条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の変更に関する審判事件にこれを準用する。

ウ 親権又は管理権の喪失宣告

本文①及び②は、現行家事審判規則第77条の規律を維持することを提案するものであり、第14回部会において、概ね異論はなかった。この場合において、子は意思能力を有しない場合があるから子に対して審判を知らせた時点をもって子の即時抗告期間の起算点とすることは相当ではないことや手続の安定を考慮して、親権又は管理権の喪失を宣告する審判に対する子の即時抗告期間の起算点を親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者が審判の告知を受けた日から進行するものとしている。

なお、第14回部会において、子が親権又は管理権の喪失宣告の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとすべきか否かについては、積極意見があった一方、現行民法上子は親権又は管理権の喪失宣告の申立てをすることができない以上、これを認めるべきではないとの意見が出されたので、(注)において、なお検討することとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第77条 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者又はその親族は、その審判に対し即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、本人が審判の告知を受けた日から進行する。
- 2 申立人又は子の親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

エ 親権又は管理権の喪失宣告の取消し

現行家事審判規則第80条の規律を維持することに、概ね異論はなかった。即時抗告の起算点については、上記ウを参照。なお、子が親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判に対し即時抗告をすることができるものとすべきか否かについては、上記ウと同様の問題があるので、(注)において、なお検討することとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第80条 子の親族は、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判に対し即時抗告をすることができる。この場合においては、第七十七条第一項後段の規定を準用する。
- 2 本人又はその親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

オ 親権又は管理権を回復するについての許可

親が親権等を回復する利益を考慮して、親権又は管理権を回復するについての許可に関する審判に対する即時抗告について提案をしてい

る。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(8) 親権又は管理権喪失宣告の特則

親権又は管理権喪失宣告の審判事件においては、親権をはく奪される親権者の手続保障を十分に保障する必要があるほか、通常、親権又は管理権喪失宣告の申立てをした申立人と親権者との間で利害対立があることから、同事件を調停をすることができるかどうかに関係なく（この点は、調停をすることができる事件の対象を検討する際に検討する。）、同事件を申立人と親権者との間の対立構造とし、総論において検討している調停をすることができる事項に適用される規律を、同事件にも準用することが考えられる。

しかし、他方で、親権をはく奪される親権者の手続保障は審問期日における陳述聴取及び参加の機会等を保障すれば十分であるし、調停をすることができる事件に適用される規律を全て準用することとすると、審理期間が延びることは間違いなく、それでは子の利益が害されることも十分に考えられるとして、これに反対する意見も考えられる。

そこで、ここでは、親権又は管理権喪失宣告の審判事件について、調停をすることができる事項についての審判事件に適用される規律を準用することについては、意見が分かれていることから、なお検討することとしている。第14回部会においては、準用することについて賛否両論の意見が出された。

(9) 子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等

現行家事審判規則第66条の規律を維持するものとするを提案している。なお、子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示については、現行の規律を変更し整備すべきであるとの意見もあったが、そのためには民法第822条の規律についての検討が必要になるから、ここでは、現行の規律を維持するものとしている。

(10) 審判前の保全処分

ア 親権又は管理権の喪失宣告の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

現行家事審判規則第74条の規律を維持するものとするを提案している。第15回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第74条 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を
2 (略)

(イ) 職務代行者の改任等

現行家事審判規則第74条が準用する第32条第1項及び同規則第75条の規律を維持するものとするを提案している。第15回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第74条 (略)
2 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。
第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

イ 親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

現行家事審判規則第70条及び第72条がそれぞれ準用する同規則第52条の2及び第74条第1項の規律を維持するものとするを提案している。第15回部会において、特段の異論はなかった。

ただし、親権者の指定又は変更において金銭の支払を命ずることはないと考えられることから、仮差押えに関する規律は廃止することを検討している。

(参照条文)

- 家事審判規則第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。
第70条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の指定に関する審判事件にこれを準用する。
第72条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、前条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の変更に関する審判事件にこれを準用する。
第74条 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任すること

ができる。

2 (略)

(イ) 陳述聴取

子の引渡し等を命ずる仮の地位を定める仮処分は、子に対し重要な影響を与えることから、仮の地位を定める仮処分をするには、子の陳述を聴かなければならないものとするを提案している。第15回部会において特段の異論はなかった（ただし、15歳未満の子については、〔総則〕参照）。

(参照条文)

- 家事審判規則第54条 子が満十五歳以上であるときは、家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判をする前に、その子の陳述を聴かなければならない。

(ウ) 職務代行者の改任等

現行家事審判規則第70条及び第72条がそれぞれ準用する同規則第74条第2項（第32条第1項）及び第75条の規律を維持するものとするを提案している。第15回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第70条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の指定に関する審判事件にこれを準用する。
- 第72条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、前条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の変更に関する審判事件にこれを準用する。
- 第74条 (略)
- 2 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。
- 第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

9 未成年後見に関する審判事件

(1) 管轄

未成年後見に関する審判事件については、未成年子の福祉の観点から審理すべきであることを理由として、未成年子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするを提案している。この点については、現行家事審判規則（第82条参照）とほぼ同様であるが、未成年後見人等の解任の審判事件については、上記と同様の趣旨から、現行家事審判規則第86

条の準用する同規則第73条が、解任を求められる後見人の住所地の管轄としているのを変更している。第13回、第14回部会において、概ね賛同を得た。

(参照条文)

○ 家事審判規則第52条 (略)

2 数人の子についての前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。

第63条の4 第八十二条及び第八十三条第一項の規定は、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任に関する審判事件について準用する。

第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第90条 第三十二条から第三十七条まで及び第五十二条第二項の規定は、第三者が被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する処分について、第六十六条の規定は、未成年被後見人の懲戒に関する許可その他の処分について準用する。

(2) 手続行為能力

ア 未成年被後見人の手続行為能力

民法上、未成年後見に関する審判事件のうち一定の事件については、意思能力を有する限り、未成年被後見人がその申立てを行うことができるものとされていることから、ここでは、そのような事件については、未成年被後見人が意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとするを提案している。なお、未成年被後見人について、他に意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとするべき場合があるのかについては、なお検討することとしている。

イ 養親の手続行為能力

民法第811条第5項の定める養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の指定の審判事件において、養親は、意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとするを提案している。第9回部会において、特段の異論はなかった。

(3) 参加

(2)のとおり、一定の事件において未成年被後見人は意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとする、未成年被後見人は、例えば、未成年被後見人が審判を受けるべき者ではない未成年後見人選任の審判事件においても、裁判所の許可を得て、利害関係人としてその手続に主体的に関与することができる(部会資料20-1第1の9参照)が、さらに、未成年被後見人が利害関係人として当然に参加することができるものと

することについて、その必要性等を含めて、(注)において、検討することとしている。

(4) 陳述聴取等

未成年後見に関する審判事件について陳述聴取の対象者等を提案している(15歳未満の子については、〔総則〕参照)。

(参照条文)

- 家事審判規則第63条の4 第八十二条及び第八十三条第一項の規定は、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任に関する審判事件について準用する。
第83条 家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべき者の意見を聴かなければならない。
2 (略)
- 第92条 第八十三条第一項、第八十四条、第八十五条及び第八十六条の二の規定は未成年後見監督人に関する審判について、第八十三条、第八十四条及び第八十六条の二の規定は成年後見監督人に関する審判について準用する。
2 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

(5) 審判の告知

第14回部会においては、未成年後見人等の選任の審判については、裁判所が直接未成年被後見人に対して告知をすべきとであるの意見が出されたのに対し、未成年後見人等の選任の審判の告知は、未成年被後見人の即時抗告権を担保するものではないから裁判所が直接これを行う必要はなく、裁判所が最も適任であるとして選任した未成年後見人等を通じて未成年被後見人に知らせれば十分であるとして、未成年被後見人に対して告知すべきであるとの規律を置くことに反対する意見が出されたことから、(注)において、なお検討することとしている。

また、部会資料11では、未成年後見人等の解任の審判を未成年被後見人に対して告知するものとするを提案していたが、未成年後見人等の選任の審判と同様、未成年被後見人は未成年後見人等の解任の審判に対する即時抗告権を有しないものとしていることを考えると、未成年後見人等の選任の審判と併せて検討することが相当であると考えられるので、未成年後見人等の解任の審判も併せて更に検討することとしている。

(6) 即時抗告

- ア 養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件
本文は、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の申立て

を却下する審判に対して、申立人は即時抗告ができるものとする
ことを提案するものである。現行家事審判規則では認められていない
が、却下すべきではない申立てを却下した場合には是正する必要がある
こと、養子の離縁後に親権者となるべき者の選任の申立てを却
下する審判に対しては即時抗告を認めるものとしていることとの権
衡を考え、即時抗告を認めることとしている。この点について、第1
4回部会において、特段の異論はなかった。

イ 未成年後見人の解任の審判事件

現行家事審判規則第87条を原則として維持するものとすることを提
案している（ただし、解任の審判を当該未成年後見人が受け入れている
ときに、他の者がその判断を争うことを認めることは相当ではない
ことから、即時抗告権者は当該未成年後見人に限定している。）。

第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第87条 後見人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、
後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、
即時抗告の期間は、後見人が審判の告知を受けた日から進行する。
2 申立人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人の解任の申
立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

ウ 未成年後見監督人の解任の審判事件

現行家事審判規則第92条第2項が準用する同規則第87条の規律を維
持するものとすることを提案している（ただし、申立権者については
上記イ参照）第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第92条 (略)
2 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解
任に関する審判事件について準用する。

(7) 未成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限

成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限（1(7)）参
照

(8) 未成年後見人等に対する指示及び未成年後見の調査

成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査（1(8)）参照

(9) 未成年被後見人又は子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等（8(9)）参照

(10) 未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分

成年後見人等の職務執行停止及び職務代行者の選任（1(9)イ）参照

10 特別代理人選任に関する審判事件

(1) 管轄

本文①は、現行家事審判規則第60条の規律を維持するものとすることを提案している。第13回部会では、特段の異論はなかった。

本文②は、親権者及び未成年後見人の特別代理人の選任の審判事件について、現行家事審判規則第67条が準用する同規則第60条（同規則第91条において準用する場合を含む。）及び同規則第82条の規律を維持するものとすることを提案している。

本文③は、成年後見人の特別代理人の選任の審判事件について、現行家事審判規則と同様、成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とすることを提案しているが、他方で、成年後見開始の審判をした家庭裁判所の管轄とすることも考えられるから、亀甲括弧に入れている。

(参照条文)

- 家事審判規則第60条 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第67条 第六十条の規定は、親権を行う者と子と利益が相反する行為についての特別代理人の選任に関する審判事件にこれを準用する。
- 第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第91条 第六十条及び前三条の規定は、未成年後見人が未成年被後見人に代わって行う親権に関する審判事件について準用する。

(2) 手続行為能力

本文①は、夫は、民法第775条の規定による嫡出否認の訴えを提起するには、意思能力があれば足りるものとされていることを前提に、その訴えを提起するために特別代理人の選任が必要になる場合には、特別代理人を選任する審判の申立てをするためには意思能力があれば足りるものとすることを提案している。本文②は、民法上未成年子及び被後見人が、特別代理人の選任を請求することができると解されていることを前

提に、未成年子及び被後見人は、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとするを提案している。以上の点について、第9回部会において、特段の異論はなかった。

(3) 即時抗告

嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の申立てを却下する審判に対しては、家事事件における特別代理人と同様、即時抗告を認めるものとするを提案している。ただし、第13回部会においては、異論もあった。

1.1 扶養に関する審判事件

(1) 管轄

本文①から③までは、扶養義務の設定の審判事件の管轄について、現行家事審判規則第94条の規律を維持するとともに、扶養義務の設定の申立てと、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条第2項ただし書の規定による保護者選任の申立てとを併合してする場合には、保護者選任の審判事件の管轄である精神障害者の住所地を管轄する家庭裁判所（現行特別家事審判規則第21条）に申し立てることができるものとするを提案するものである。部会資料12から実質的な変更はなく、第15回部会において特に異論はなかった。

本文④は、手続経済及び当事者間の公平の観点から、扶養義務の設定の審判を取り消す審判の管轄を、取消しの対象となる扶養義務を設定する審判をした家庭裁判所（高等裁判所が審判に代わる決定をした場合には第一審の審判をした家庭裁判所）の管轄とすることを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

本文⑤及び⑥は、現行家事審判規則第94条の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第94条 扶養に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
 - 2 数人を相手方とする場合には、前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。
- 特別家事審判規則第21条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〔昭和二五年五月法律第二二三号〕第二十条第二項ただし書の規定による保護者の順位の変更及び同項第四号の規定による保護者の選任に関する審判事件は、精神障害者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条 精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は保護者とならない。
- 一 行方の知れない者
 - 二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
 - 三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - 四 破産者
 - 五 成年被後見人又は被保佐人
 - 六 未成年者
- 2 保護者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、次のとおりとする。ただし、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人又は保佐人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。
- 一 後見人又は保佐人
 - 二 配偶者
 - 三 親権を行う者
 - 四 前二号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者
- 3 前項ただし書の規定による順位の変更及び同項第四号の規定による選任は家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

(2) 陳述聴取（新設）

ア 扶養義務の設定の審判事件

本文①は、扶養義務者となるべき者の手続保障を図るため、申立てが不適法である場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、扶養義務者となるべき者の陳述を聴かなければならないものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

イ 扶養義務を設定する審判取消しの審判事件

本文②は、扶養権利者の手続保障を図るため、申立てが不適法である場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、扶養権利者の陳述を聴かなければならないものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(3) 給付命令等

現行家事審判規則第96条の規律及び第98条が準用する第49条と同様の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料12から実質的な変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。なお、本文②に関し、現行家事審判規則第49条の「登記義務の履行」について

は扶養に関する給付の例示として掲げるには必ずしも相当ではないと考えられることから、亀甲括弧を付している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第49条 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関する審判においては、金銭の支払、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

第96条 家庭裁判所は、扶養の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更する場合には、必要な事項を指示することができる。

第98条 第四十九条の規定は、扶養に関する審判にこれを準用する。

(4) 即時抗告

扶養義務を設定する審判に対しては扶養義務者となるべき者（申立人である場合を除く。）が、扶養義務を設定する審判を取り消す審判に対しては扶養権利者（申立人である場合を除く。）が、これらの申立てを却下する審判に対しては申立人が、その他の扶養に関する処分についての審判に対しては当事者が、それぞれ即時抗告をすることができるものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。なお、現行家事審判規則第97条は、利害関係人にも即時抗告権を認めているが、第15回部会において、利害関係人に即時抗告権を認めるべき具体的な必要性を直ちに想定することができないとして、当事者のみを即時抗告権者とすることで最終的に意見の一致をみたことから、利害関係人には即時抗告権を認めないこととしている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第97条 当事者又は利害関係人は、扶養に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

(5) 審判前の保全処分

現行家事審判規則第95条が準用する第52条の2と同様の規律を維持するものとするを提案するものであり、部会資料13から変更はない。仮に本案事件の係属を保全処分の要件とした場合には、保全処分の申立てを本案事件の申立てをした者に限定することも考えられる。

(参照条文)

○ 家事審判規則第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることがで

きる。

第95条 第五十二条の二の規定は、扶養に関する審判事件について準用する。

1 2 相続に関する審判事件

(1) 管轄

相続に関する審判事件の管轄について、本文①は原則として相続開始地とすることを、本文②はその特則を定めるものであり、a, b, cは、基となる限定承認、財産分離又は相続財産管理人選任に関与した裁判所の管轄とすることが手続経済に資することを考慮したものである。部会資料12から変更はなく、第14回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

2 (略)

(2) 手続行為能力

(注) では、相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理に関する審判事件においては、民法の行為能力に関する規定を適用せず、意思能力がある限りこれを行うことができるものとするかどうかについて、検討することとしている。実体法上、未成年者等も単独で確定的に取消権を行使し得ると解されていることからすると、裁判所への取消しの申述も意思能力があれば足りると考えられるが、他方で、上記申述は財産行為的色彩が強いこと、裁判所が行う一種の公証行為であることからすると、行為能力を要するとも考えられる。

(3) 申述

現行家事審判規則第114条第1項の規律を維持するものとすることを提案している。なお、申述書の記載事項についても、同規則第114条第2項及び第3項と同様の規律を置くことを前提としている。第14回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第114条 相続の限定承認若しくは放棄又はその取消の申述をするには、家庭裁判所に申述書を差し出さなければならない。

2 相続の限定承認又は放棄の申述書には、左の事項を記載し、申述者又は代理人がこれに署名押印しなければならない。

一 申述者の氏名及び住所

二 被相続人の氏名及び最後の住所

- 三 被相続人との続柄
 - 四 相続の開始があつたことを知つた年月日
 - 五 相続の限定承認又は放棄をする旨
- 3 相続の限定承認又は放棄の取消の申述書には、前項第一号及び第二号の事項の外、左の事項を記載し、申述者又は代理人がこれに署名押印しなければならない。
- 一 相続の限定承認又は放棄の申述を受理した家庭裁判所及び受理の年月日
 - 二 相続の限定承認又は放棄の取消の原因
 - 三 追認をすることができるようになった年月日
 - 四 相続の限定承認又は放棄の取消をする旨第百十一条の規定は、相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立を却下する審判にこれを準用する。

(4) 相続財産の分離の陳述聴取

甲案は、相続財産の分離を命ずる審判をする場合には相続人の陳述を聴くものとするもの、乙案は、特段の規律は置かないものとするものである。甲案は、相続財産の分離を命ずる審判が相続人に与える影響を考慮したものであるが、第14回部会において、陳述聴取するとしてその対象は何か疑問があること（分離の必要性が要件となるかどうかについては争いがある。）等を理由に、乙案を支持する意見が出された。

(5) 相続の限定承認及びその取消並びに相続の放棄及びその取消の申述受理及び受理の告知

本文①は、現行家事審判規則第115条第1項の規律を維持するものとするを、本文②は、申述の効力は申述受理と同時に生じるものとするを、本文③は、申述を受理した旨は申立人に告知することを要しないものとする（なお、裁判所書記官は、申述人に対して申述を受理した旨を通知することを前提としている。）を提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第115条 家庭裁判所は、前条第一項の申述を受理するときは、申述書にその旨を記載しなければならない。
- 2 (略)
- 第114条 相続の限定承認若しくは放棄又はその取消の申述をするには、家庭裁判所に申述書を差し出さなければならない。
- 2, 3 (略)

(6) 引渡命令

現行家事審判規則第103条が準用する同規則第58条の規律を維持するものとするを提案している。第13回及び第14回部会において、特段

の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第103条 第五十八条及び第五十九条の規定は、相続の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判にこれを準用する。
第58条 家庭裁判所は、前条の所有権の承継者を指定する審判においては、系譜、祭具又は墳墓の引渡を命ずることができる。

(7) 即時抗告

ア 権利の承継者の指定の審判事件

現行家事審判規則第103条が準用する同規則第59条の規律を維持するものとするを提案している。第13回及び第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第103条 第五十八条及び第五十九条の規定は、相続の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判にこれを準用する。
第59条 当事者又は利害関係人は、第五十七条の所有権の承継者の指定に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

イ 相続の承認又は放棄の期間の伸長の審判事件

期間の伸長の申立てを却下した審判に対しては、申立人が即時抗告をすることができるものとするを提案している。なお、第14回部会において、期間の伸長の申立てを却下した審判を争う利益は申立人に固有のものであるから、即時抗告権者を申立人に限定すべきであるとの意見が出されたが、他方で、利害関係人にも即時抗告権を認める合理性はあるのではないかとの意見も出されたことから、この点について、(注)においてなお検討することとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第113条 第一百一十一条の規定は、相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立てを却下する審判にこれを準用する。
第111条 相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。
- 民法第915条 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

2. (略)

ウ 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理の審判事件

相続の限定承認又は放棄の取消しの申述を却下する審判に対しては、限定承認又は放棄の取消権者に限って即時抗告をすることができることと解されていることから、この点を明確にすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第115条 (略)

2 第百十一条の規定は、前条第一項の申述を却下する審判にこれを準用する。
第111条 相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

エ 相続の限定承認又は放棄の申述の受理の審判事件

相続の限定承認又は放棄の申述を却下する審判に対しては、申述人が即時抗告をすることができるものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第115条 (略)

2 第百十一条の規定は、前条第一項の申述を却下する審判にこれを準用する。
第111条 相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

オ 相続財産の分離の審判事件

現行家事審判規則第117条の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第117条 相続人は、相続財産の分離を命ずる審判に対し即時抗告をすることができる。

2 相続債権者、受遺者又は相続人の債権者は、相続財産の分離の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

カ 遺留分の放棄についての許可の審判事件 (新設)

申立人は、遺留分の放棄の許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

1.3 推定相続人の廃除に関する事件

(1) 管轄

現行家事審判規則第99条第1項の規律を維持し、被相続人の生存中においては被相続人の住所地の家庭裁判所の管轄とし、被相続人が遺言によって推定相続人の廃除又は廃除の取消しの意思表示をした場合においては相続開始地の家庭裁判所の管轄とすることを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- 2 (略)

(2) 手続行為能力 (新設)

推定相続人の廃除又は廃除の取消しの請求権は、行使上帰属上の一身専属権であり、被相続人の真意に基づく限り有効な請求権の行使と扱われるべきものであるから、請求権の行使の能力は、意思能力をもって足りると解するのが相当である。そこで、推定相続人の廃除に関する審判手続においては、被相続人は、民法上、制限行為能力者であっても、意思能力を有する限り、手続行為を行うことができるものとする規律を置くことを提案するものである。部会資料8から変更はなく、第9回部会において特段の異論はなかった。

(3) 陳述聴取 (新設)

第15回部会において、推定相続人を廃除する手続については、訴訟手続によるべきであるとの意見もあったが、他方で、人事訴訟が対象としている権利関係と同等のものといえるか疑問があるという意見もあり、家事審判手続とすることを合憲とする最高裁判例の存在(昭和55年7月10日最高裁第一小法廷決定。家裁月報33巻1号66頁)も考慮し、家事審判事件とする規律を維持することとした。しかしながら、同部会において、廃除の審判が確定すると推定相続人は相続人たる地位を失うという重大な利害を有するから、廃除を求められた推定相続人に対し、反論の機会を十分に保障すべきであるとの意見が多数であった。そこで、まず、本文は、推定相続人の廃除の申立てが不適法である場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、当該推定相続人の陳述を聴かなければ

ればならないものとすることを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において陳述聴取の規律を設けること自体に特段の異論はなかった。

なお、さらに、上記の趣旨から、陳述聴取に加えて、家事審判に関する手続（総則）中の調停をすることができる事項についての特則のような手続保障の規律を置くことが相当であると考えられるので、（注）において、その内容をなお検討することとしている。

（4）即時抗告

廃除を求められていない推定相続人は即時抗告をすることができないこと（最高裁平成14年7月12日第二小法廷決定家月55巻2号162頁）を前提に、現行家事審判規則第100条第1項及び同条第2項が準用する第27条第2項の規律を維持し、その趣旨を明確にすることを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

（参照条文）

○ 家事審判規則第27条（略）

2 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第100条 推定相続人は、推定相続人の廃除の審判に対し即時抗告をすることができる。

2 第二十七条第二項の規定は、推定相続人の廃除又はその取消しの申立てを却下する審判について準用する。

1 4 遺産の分割に関する審判事件

（1）管轄

本文は現行家事審判規則第99条第1項の規律を維持するものとするものを、ただし書は現行家事審判規則第99条第2項と同様の規律を維持するものとするものをそれぞれ提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特に異論はなかった。

なお、遺産分割の審判事件が抗告裁判所に係属した後に寄与分を定める審判の申立てをする場合については、民法第904条の2第4項に定める合一処理の要請から現に遺産分割の審判事件が係属している高等裁判所に申立てをすべきであると考えられるため、ただし書の規定による管轄裁判所を家庭裁判所と限定せずに裁判所としている。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
 - 2 遺産の分割の申立てがあつた場合において、寄与分を定める審判の申立てをするときは、前項の規定にかかわらず、その申立ては、当該遺産の分割の審判事件に係属している家庭裁判所にしなければならない。

(2) 併合

現行家事審判規則第103条の3の規律を維持するものとすることを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第103条の3 遺産の分割の申立て及び寄与分を定める審判の申立てがあつたときは、これらの事件の審判手続及び審判は、併合してしなければならない。数人から寄与分を定める審判の申立てがあつたときも、同様とする。

(3) 寄与分を定める審判の申立期間の指定等

現行家事審判規則第103条の4の規律を維持するものとすることを提案するものである。(1)のただし書と同様の理由から家庭裁判所と限定しないこととしているほかは、部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第103条の4 家庭裁判所は、遺産の分割の審判手続において、その当事者が寄与分を定める審判の申立てをすべき期間を定めることができる。この場合において、その期間は、一箇月以上でなければならない。
 - 2 前項の規定に基づいて定められた期間が経過した後にされた寄与分を定める審判の申立ては、却下することができる。
 - 3 第一項の期間が定められなかつた場合においても、遺産の分割の審理を著しく遅延させると認められ、かつ、申立てが遅滞したことにつき申立人の責めに帰すべき事由があるときは、家庭裁判所は、当該寄与分を定める審判の申立てを却下することができる。

(4) 遺産の分割の申立ての公告・参加

現行家事審判規則第105条に定める遺産分割の申立ての公告・参加の制度を維持するか否かに関し、第15回部会において、利害関係人の即時抗告権についての検討と併せて更に検討することとされたことを踏まえ、(注)において、なお検討するものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第21条 公告は、家庭裁判所の掲示板に掲示し、且つ、官報に掲載してこれをする。但し、家庭裁判所が相当であると認めるときは、日刊新聞紙にも掲載してこれをする。
- 第105条 家庭裁判所は、遺産の分割の申立てがあつた場合において相当であると認めるときは、その分割の申立てがあつたことを公告して、利害関係人の参加を求めることができる。
- 2 前項の公告をしたときは、家庭裁判所は、公告の日から三十日を経過しなければ遺産の分割の手続を進めることができない。ただし、急を要する事項の実施を妨げない。
- 3 第一項の公告は、第二十一条の規定にかかわらず、相当であると認める方法でこれを行うことができる。

(5) 遺産の換価処分

ア 換価処分

遺産分割の審判事件における中間処分としてされる遺産の換価処分について、現行家事審判法第15条の4第1項及び同条第2項が準用する第15条の3第2項並びに現行家事審判規則第106条第2項が準用する第15条の4第1項、第107条及び第108条の3第1項の規律を維持するものとするを提案するものである。(注1)は、選任された財産の管理者の権限等について現行家事審判法第16条と同様の規律を維持するものとするを、(注2)は、任意売却及び換価処分の具体的手続について現行家事審判規則第107条から第108条の4(第108条の3第1項を除く。)までと同様の規律を維持するものとするをそれぞれ提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 (略)
 - 2 前項の規定による審判(以下「審判前の保全処分」という。)が確定した後、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。
 - (略)
 - 第15条の4 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは、相続人に対して、遺産の全部又は一部について競売し、その他最高裁判所の定めるところにより換価することを命ずることができる。
 - 2 前条第二項の規定は、前項の規定による審判について準用する。
 - 3 (略)
 - 第16条 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、家庭裁判所が選任した財産の管理をする者について、同法第二十七条から第二十九条までの規定は、第十五条の三第一項の規定による財産の管理者について準用する。
- 家事審判規則第15条の3 (略)
 - 2 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分(前項各号に規定する保全処分を除く。)に対し、即時抗告をすることができる。

(略)

第15条の4 審判前の保全処分を取り消す審判は、前条第二項に規定する者の申立てにより、又は職権で行う。

2 (略)

第106条 (略)

2 第十五条の三第二項の規定は遺産の競売又は換価を命ずる審判について、第十五条の四第一項の規定はこの審判を取り消す審判について準用する。

(略)

第107条 家庭裁判所は、遺産の競売又は換価を命ずる場合において、財産の管理者が選任されていないときは、これを選任しなければならない。

第108条 遺産の競売又は換価を命ずる審判が確定したときは、裁判所書記官は、財産の管理者に対し、その旨を通知しなければならない。

第108条の2 遺産の競売を命ぜられた相続人は、執行裁判所又は執行官に対して競売の申立てをしたときは、その旨及び事件の表示を家庭裁判所に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、裁判所書記官は、執行裁判所又は執行官に対し、財産の管理者の氏名及び住所を通知しなければならない。

第108条の3 家庭裁判所は、相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き、遺産を任意に売却すべきことを命ずることができる。ただし、相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により遺産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、売却の方法及び期限その他の条件を付することができる。

3 第一項の規定により遺産のうち不動産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、最低売却価額を定めなければならない。

4 民事執行規則(昭和五十四年最高裁判所規則第五号)第二百三十三条及び第二百二十四条の規定は、第一項の規定による審判に基づいて動産を売却する場合について準用する。

第108条の4 遺産の競売又は換価を命ぜられた相続人(以下「換価人」という。)は、遺産の競売又は換価の手續が終了したときはその結果を、遺産を競売し、又は換価することができなかつたときはその理由及び結果を、遅滞なく、家庭裁判所に対して報告しなければならない。

2 遺産につき任意の売却手續が終了したときは、換価人は、直ちに、換価代金を財産の管理者に引き渡さなければならない。

3 第七十五条の規定は、換価人について準用する。

○ 民事執行規則第123条 取引所の相場のある有価証券は、その日の相場以上の価額で売却しなければならない。

2 前二条中執行裁判所の許可に係る部分は、前項の有価証券については、適用しない。

第124条 貴金属又はその加工品は、地金としての価額以上の価額で売却しなければならない。

イ 審判の告知〔通知〕

換価処分を命ずる審判においては遺産の競売又は換価を命ぜられた相続人が審判を受ける者であることを前提に、遺産の換価処分を命ずる審判は、遺産の形態を変更し、その分割方法を左右する実質を有するものであることから、遺産の分割の審判事件の当事者にも告知しなければならないものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

ウ 即時抗告

現行家事審判規則第106条2項が準用する第15条の3の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特に異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 (略)
 - 2 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分(前項各号に規定する保全処分を除く。)に対し、即時抗告をすることができる。
- (略)
- 第106条 (略)
- 2 第十五条の三第二項の規定は遺産の競売又は換価を命ずる審判について、第十五条の四第一項の規定はこの審判を取り消す審判について準用する。

エ 換価人の報告等

現行家事審判規則第108条の4第1項及び第3項と同様の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。
- 第108条の4 遺産の競売又は換価を命ぜられた相続人(以下「換価人」という。)は、遺産の競売又は換価の手続が終了したときはその結果を、遺産を競売し、又は換価することができなかつたときはその理由及び結果を、遅滞なく、家庭裁判所に対して報告しなければならない。
- 2 (略)
 - 3 第七十五条の規定は、換価人について準用する。

(6) 遺産の分割方法

現行家事審判規則第109条の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第109条 家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対し債務を負担させて、現物をもつてする分割に代えることができる。

(7) 給付命令

現行家事審判規則第110条が準用する第49条と同様の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第49条 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関する審判においては、金銭の支払、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

第110条 第四十九条の規定は、遺産の分割の審判にこれを準用する。

(8) 遺産分割禁止の審判の取消し・変更

現行家事審判規則第112条第1項の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料12から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則 第112条 家庭裁判所は、事情の変更があると認めるときは、相続人の申立によって、何時でも、遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更することができる。

2 (略)

(9) 遺産の分割に関する審判事件の特則

遺産の分割に関する審判事件のように公益又は第三者の利害に関わらない事件については、第5回、第11回部会において、職権探知主義の規律を適用しないことも考えられるとの意見があったが、これについては異論もあった。また、遺産の分割に関する審判事件については、実務上、多数の当事者のうちの一部が手続進行に不熱心である結果、事件が不当に長期化するなどの問題点があると指摘されている。そこで、(注)において、遺産の分割に関する審判事件について、職権探知主義の規律の適用を限定し、又は、不熱心当事者への対応等のための規律を特則として置くことをなお検討するものとしている。

(10) 即時抗告

ア 遺産分割の審判事件

現行家事審判規則第111条の規律を維持して相続人のほか利害関係人にも即時抗告権を認めるか否かにつき、第15回部会において、利害関係人の範囲やこれらの者に即時抗告権を認めるべき具体的な必要性

を更に検討することとされたことを踏まえ、甲案は、利害関係人に即時抗告権を認めないものとするもの、乙案はこれを認めるものとするものである。なお、現行家事審判規則第111条の利害関係人とは、遺産につき用益権、担保権等を有する者、各共同相続人の債権者等、遺産の分割を実施するにつき法律上の利害関係を有する者を指すと一般的に解されている。

イ 寄与分を定める処分の審判事件

利害関係人の即時抗告権を除き、現行家事審判規則第103条の5の規律を維持するものとすることを提案するものである。なお、利害関係人の即時抗告権については、第15回部会において、利害関係人の範囲やこれらの者に即時抗告権を認めるべき具体的な必要性について更に検討するとされたことを踏まえ、(注)において、なお検討するものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第103条の5 相続人又は利害関係人は、寄与分を定める審判に対し、即時抗告をすることができる。
 - 2 申立人は、寄与分を定める審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
 - 3 遺産の分割の審判と寄与分の定めに関する審判とが併合してされたときは、寄与分の定めに関する審判についてのみ即時抗告をすることはできない。
 - 4 寄与分の定めに関する審判に対して相続人又は利害関係人の一人がした即時抗告は、併合してされた他の寄与分の定めに関する審判についても、その効力を生ずる。
- 第111条 相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。
- 第112条 家庭裁判所は、事情の変更があると認めるときは、相続人の申立てによつて、何時でも、遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更することができる。
2. 前条の規定は、前項の規定による審判にこれを準用する。

(11) 審判前の保全処分

ア 保全処分の内容

現行家事審判規則第106条第1項が準用する第23条第1項及び第52条の2と同様の規律を基本的に維持するものとすることを提案するものである。部会資料13から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

仮に、本案事件の係属を保全処分の要件とした場合には、保全処分の申立てを本案事件の申立てをした者に限定することも考えられる。

(参照条文)

- 家事審判規則第23条 後見開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

(略)

第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第106条 第二十三条第一項及び第七項並びに第五十二条の二の規定は、遺産の分割の審判事件について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「財産の管理又は本人の監護」とあり、及び「財産の管理若しくは本人の監護」とあるのは「財産の管理」と、第五十二条の二中「申立人」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

2. (略)

イ 財産の管理者の権限等

現行家事審判法第16条並びに現行家事審判規則第106条第1項が準用する第23条第7項、第32条第1項及び第33条から第36条までの規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料13から変更はなく、第15回部会において特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 第九条の審判の申立てがあつた場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第16条 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、家庭裁判所が選任した財産の管理をする者について、同法第二十七条から第二十九条までの規定は、第十五条の三第一項の規定による財産の管理者について準用する。

- 家事審判規則第23条 後見開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

(略)

7 第三十二条第一項及び第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の規定により選任された財産の管理者について準用する。

第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。

(略)

第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

- 2 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。
- 3 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。
- 第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。
- 第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならない。
- 2 前項の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。
- 3 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。
- 第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。
- 2 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。
- 第106条 第二十三条第一項及び第七項並びに第五十二条の二の規定は、遺産の分割の審判事件について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「財産の管理又は本人の監護」とあり、及び「財産の管理若しくは本人の監護」とあるのは「財産の管理」と、第五十二条の二中「申立人」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。
2. (略)

1 5 特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判事件

(1) 管轄

特別縁故者に対する相続財産の分与に関する審判事件の管轄について、現行家事審判規則第99条の規律を維持し、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとするを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
2. (略)

(2) 申立て

現行家事審判規則第119条の2の規律を維持するものとするを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第119条の2 相続財産の処分の申立をするには、被相続人との特別の縁故関係を明らかにしなければならない。

(3) 管理人への通知

現行家事審判規則第119条の3の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第119条の3 相続財産の処分の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、遅滞なく相続財産の管理人に対しその旨を通知しなければならない。

(4) 審判等の特則

現行家事審判規則第119条の4の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第119条の4 相続財産の処分に関する審判は、民法第九百五十八条の三第二項の期間が経過した後に行ななければならない。
 - 2 数人から相続財産の処分の申立てがあつたときは、審判手続及び審判は、併合して行ななければならない。

(5) 管理人の意見の聴取

現行家事審判規則第119条の5の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第119条の5 家庭裁判所は、相続財産の処分に関する審判をするには、相続財産の管理人の意見を聴かななければならない。

(6) 相続財産の換価処分

ア 換価処分

本文①は現行家事審判法第15条の4第3項が準用する同法第15条の4第1項の規律を、本文②は現行家事審判規則第119条の6が準用する同規則第108条の3第1項(ただし書を除く)の規律を、本文③は現行家事審判法第15条の4第3項が準用する同法第15条の4第2項(同法第15条の3第2項を準用)及び現行家事審判規則第119条の6が準用する同規則第106条第2項(同規則第15条の4第1項を準用)の規律をそれぞれ維持するものとすることを提案している。なお、競売又は任意売却の具体的手続については、現行家事審判規則第119条の6が準用する第108条の3第2項から第4項までと同様の規律を置くことを前提としている。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の4 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは、相続人に対して、遺産の全部又は一部について競売し、その他最高裁判所の定めるところにより換価することを命ずることができる。
 - 2 前条第二項の規定は、前項の規定による審判について準用する。
 - 3 前二項の規定は、民法第九百五十八条の三第一項の規定による相続財産の処分の審判について準用する。この場合において、第一項中「相続人」とあるのは、「相続財産の管理人」と読み替えるものとする。
- 家事審判規則第119条の6 第百六条第二項、第百八条の三（第一項ただし書を除く。）並びに第百八条の四第一項及び第三項の規定は、相続財産の処分に関する審判事件について準用する。この場合において、第百八条の三第一項中「相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き」とあるのは、「相当であると認めるときは」と読み替えるものとする。
 - 第108条の3 家庭裁判所は、相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き、遺産を任意に売却すべきことを命ずることができる。ただし、相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者があるときは、この限りでない。
 - 2 前項の規定により遺産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、売却の方法及び期限その他の条件を付することができる。
 - 3 第一項の規定により遺産のうち不動産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、最低売却価額を定めなければならない。
 - 4 民事執行規則第二百二十三条及び第二百二十四条の規定は、第一項の規定による審判に基づいて動産を売却する場合について準用する。
- 民事執行規則第123条 取引所の相場のある有価証券は、その日の相場以上の価額で売却しなければならない。
 - 2 前二条中執行裁判所の許可に係る部分は、前項の有価証券については、適用しない。
- 第124条 貴金属又はその加工品は、地金としての価額以上の価額で売却しなければならない。
- 家事審判法第15条の3 (略)
 - 2 前項の規定による審判（以下「審判前の保全処分」という。）が確定した後、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。
 - 3～7 (略)
- 家事審判規則第106条 (略)
 - 2 第十五条の三第二項の規定は遺産の競売又は換価を命ずる審判について、第十五条の四第一項の規定はこの審判を取り消す審判について準用する。
- 第15条の4 審判前の保全処分を取り消す審判は、前条第二項に規定する者の申立てにより、又は職権で行う。
 - 2 (略)

イ 即時抗告

現行家事審判規則第119条の6が準用する同規則第106条第2項（同規則第15条の3第2項を準用）の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第119条の6 第百六条第二項、第百八条の三（第一項ただし書

を除く。)並びに第百八条の四第一項及び第三項の規定は、相続財産の処分に関する審判事件について準用する。この場合において、第百八条の三第一項中「相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き」とあるのは、「相当であると認めるときは」と読み替えるものとする。

第106条 (略)

2 第十五条の三第二項の規定は遺産の競売又は換価を命ずる審判について、第十五条の四第一項の規定はこの審判を取り消す審判について準用する。

第15条の3 (略)

2 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分(前項各号に規定する保全処分を除く。)に対し、即時抗告をすることができる。

3～4 (略)

ウ 換価人の報告等

現行家事審判規則第119条の6が準用する同規則第108条の4第1項及び第3項の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第119条の6 第百六条第二項、第百八条の三(第一項ただし書を除く。)並びに第百八条の四第一項及び第三項の規定は、相続財産の処分に関する審判事件について準用する。この場合において、第百八条の三第一項中「相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き」とあるのは、「相当であると認めるときは」と読み替えるものとする。

第108条の4 遺産の競売又は換価を命ぜられた相続人(以下「換価人」という。)は、遺産の競売又は換価の手続が終了したときはその結果を、遺産を競売し、又は換価することができなかつたときはその理由及び結果を、遅滞なく、家庭裁判所に対して報告しなければならない。

2 (略)

3 第七十五条の規定は、換価人について準用する。

第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

(7) 即時抗告

現行家事審判規則第119条の7の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第119条の7 申立人又は相続財産の管理人は、相続財産の処分をする審判に対し即時抗告をすることができる。

2 第二十七条第二項の規定は、相続財産の処分の申立てを却下する審判に準用する。

3 第百十九条の四第二項の場合において、申立人の一人又は相続財産の管理人がした即時抗告は、申立人の全員についてその効力を生ずる。

第27条 (略)

2 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第119条の4 (略)

2 数人から相続財産の処分の申立があつたときは、審判手続及び審判は、併合してしなければならない。

(8) 審判確定の通知

現行家事審判規則第119条の8が準用する同規則第119条の3の規律を維持するものとするを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第119条の8 第一百九条の三の規定は、相続財産の処分に関する審判が確定した場合に準用する。
- 第119条の3 相続財産の処分の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、遅滞なく相続財産の管理人に対しその旨を通知しなければならない。

1 6 遺言の確認及び遺言書の検認に関する審判事件

(1) 管轄

現行家事審判規則第120条の規律及びその解釈を維持するものとするを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第120条 遺言に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- 2 遺言の確認の申立は、前項の規定による外、遺言者の住所地の家庭裁判所にもこれを行うことができる。

(2) 遺言の確認及び遺言書の検認に関する審判事件における申立ての取下げ制限 (新設)

甲案は、危急時遺言は遺言後に家庭裁判所の確認を得なければその効力を生じないとされていること(民法第976条第4項、第979条第3項)、また遺言書の検認はその申立てが義務付けられていることから(民法第1004条第1項)、その申立てを取り下げるには裁判所の許可を得なければならないとするもの、乙案は、再度の申立てが可能である以上は、申立ての必要性ないし義務と取下げの禁止は必ずしも結びつくものではないと考えられることから、特段の規律は置かないこととするものである。

(参照条文)

- 民法第976条 (略)
- 4 前三項の規定によりした遺言は、遺言の日から二十日以内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

5 (略)

第979条 (略)

3 前二項の規定に従ってした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

4 (略)

第1004条 遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。

2～3 (略)

(3) 検認調書の作成

現行家事審判規則第123条本文の規律を維持するものとするを提案している。なお、遺言書検認と調査、検認調書の具体的記載事項及び検認の通知については、現行家事審判規則第122条から第124条まで（ただし、第124条については遺言書の検認に立ち会う機会のなかった者に通知するものとする。）と同様の規律を置くことを、また、通知を受けるべき者が所在不明であるとき又は海外にいるときには、手続の性質に照らして通知をするまでの必要性はないと考えられることから、通知を要しないものとするを前提としている。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第123条 遺言書の検認については、調書を作り、左の事項を記載しなければならない。
 - 一 申立人の氏名及び住所
 - 二 検認の年月日
 - 三 相続人その他の利害関係人を立ち会わせるときは、その氏名及び住所
 - 四 相続人その他の利害関係人若しくは証人を尋問し、又は鑑定人に意見の陳述をさせたときは、その氏名、住所及び陳述の要旨
 - 五 事実の調査の結果
- 第122条 家庭裁判所は、遺言書の検認をするには、遺言の方式に関する一切の事実を調査しなければならない。
- 第124条 遺言書の検認がされたときは、裁判所書記官は、これに立ち会わなかった申立人、相続人、受遺者その他の利害関係人に対しその旨を通知しなければならない。

(4) 検認期日の通知（新設）

裁判所書記官は、遺言書の検認をする期日を申立人及び相続人に通知しなければならないものとしつつ、通知を受けるべき者が所在不明であるとき又は海外にいるときには、手続の性質に照らして通知をするまでの必要性はないと考えられることから、通知を要しないものとするを提案している。第14回部会において、このような規律とすることに特

段の異論はなかった。

(5) 遺言の確認の審判と即時抗告

現行家事審判規則第121条の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第121条 利害関係人は、遺言の確認の審判に対し即時抗告をすることができる。
- ② 遺言に立ち会った証人又は利害関係人は、遺言の確認の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

1 7 遺言執行者に関する審判事件

(1) 管轄

現行家事審判規則第120条第1項の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第120条 遺言に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。
- 2 (略)

(2) 意見の聴取

現行家事審判規則第125条が準用する同規則第83条第1項の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第125条 第八十三条第一項の規定は、遺言執行者の選任について準用する。
- 第83条 家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべき者の意見を聴かなければならない。
- 2 (略)

(3) 陳述聴取

現行家事審判規則第126条第1項が準用する同規則第76条の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第126条 第七十四条乃至第七十六条の規定は、遺言執行者の解任にこれを準用する。
2 (略)
第76条 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告するには、本人の陳述を聴かなければならない。

(4) 審判の告知〔通知〕(新設)

遺言執行者を解任する審判は、相続人に告知〔通知〕しなければならないものとするを提案している。現行家事審判規則の規律にはないが、遺言執行者が解任されると、利害関係人の請求によって遺言執行者を選任する必要がある(民法第1010条)。そこで、遺言執行者が解任された場合には、新たな遺言執行者の選任を促すためにも、強い利害関係を有する相続人に通知することが相当であると考えたものである。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民法第1010条 遺言執行者がいないとき、又はなくなったときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によって、これを選任することができる。

(5) 即時抗告

ア 遺言執行者の選任の審判事件

現行家事審判規則第127条の規律を維持するものとするを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第127条 利害関係人は、遺言執行者の選任又は解任の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。
2 (略)

イ 遺言執行者の解任の審判事件

本文①は現行家事審判規則第126条第2項の規律を、本文②は同規則第127条第1項の規律を維持するものとするを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第126条 (略)
2 遺言執行者は、遺言執行者の解任の審判に対し即時抗告をすることができる。
第127条 利害関係人は、遺言執行者の選任又は解任の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。
2 (略)

ウ 遺言執行者の辞任の許可の審判事件

現行家事審判規則第127条第2項の規律を維持するものとする
ことを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかつた。

(参照条文)

- 家事審判規則第127条 (略)
- 2 遺言執行者は、その辞任の許可の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができ

(6) 審判前の保全処分

ア 解任の申立てと本人の職務執行停止、代行者の選任等

現行家事審判規則第126条第1項が準用する同規則第74条の規律を維持するものとする
ことを提案している。第15回部会において、特段の異論はなかつた。

(参照条文)

- 家事審判規則第126条 第七十四条乃至第七十六条の規定は、遺言執行者の解任にこれを準用する。
- 2 (略)
- 第74条 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。
- 2 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。
- 第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人(不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。)を改任することができる。
- 2~3 (略)

イ 職務代行者の報酬

現行家事審判規則第126条第1項が準用する同規則第75条の規律を維持するものとする
ことを提案している。第15回部会において、特段の異論はなかつた。

(参照条文)

- 家事審判規則第126条 第七十四条乃至第七十六条の規定は、遺言執行者の解任にこれを準用する。
- 2 (略)
- 第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

1 8 負担付遺贈に係る遺言の取消しに関する審判事件

(1) 管轄

現行家事審判規則第120条第1項の規律を維持するものとすることを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第120条 遺言に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

2 (略)

(2) 受遺者〔及び受益者〕の陳述聴取（新設）

現行法上は規律がないものの、受遺者は、負担付贈与に係る遺言を取り消す審判の結果に重大な利害関係を有するから、その遺言を取り消す審判をするには、受遺者の陳述を聴取しなければならないものとするを提案している。なお、受益者については、その法的地位につき解釈が分かれていることから、必要的陳述聴取の対象とまでするかどうかについてはさらに検討することとして、亀甲括弧に入れている。

(3) 受益者への審判の告知〔通知〕

遺言を取り消す審判は、受益者に告知〔通知〕しなければならないものとするについては、1 8 (2)記載と同様の理由から、(注)においてさらに検討することとしている。

(4) 即時抗告

現行家事審判規則第128条の規律を維持するものとするを提案している。第14回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第128条 受遺者その他の利害関係人は、遺言の取消の審判に対し即時抗告をすることができる。

2 相続人は、遺言の取消の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。